

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調 査 係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 3 1 年 3 月 8 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 4 6 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	千葉委員長、横田副委員長、石田・高橋（克幸）・中村（誠吾） 川畑 各委員		
説明員	水道局長、建設部長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村誠吾委員、川畑委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

「平成 31 年度既存借上住宅制度について」

○（建設）大門主幹

それでは、報告の 1 番目でございますが、平成 31 年度既存借上住宅制度について報告いたします。資料に基づきまして、説明いたします。

まず、改正の経緯についてですが、既存借上住宅制度は、子育て世帯が少ない負担で利便性の高いまちなかに住むことができるように、民間事業者等が有する既存の賃貸共同住宅の空き住戸を市営住宅として借り上げて転貸するものでございます。

予定供給戸数としましては、29 年度から 31 年度までの 3 年間で、30 戸を考えておりました。しかし、29 年度の制度開始からの応募実績は、29 年度は 1 件 4 戸、30 年度はゼロ件という低調な状況で、関係団体等からは応募要件の緩和を求められている状況でございます。

そこで、市で検討をした結果、31 年度は以下のとおり 2 点の制度改正をしようとするものでございます。

まず、改正の第 1 点目でございますが、最少借り上げ戸数要件を 4 戸から 3 戸に緩和すること。これについてでございます。現在借り上げる住宅の 1 棟当たりの最少借り上げ戸数は 4 戸となっておりますが、まちなかで 4 戸以上の空き住戸がある集合住宅は非常に少ないと考えられます。また、関係団体からも最少借り上げ戸数要件の緩和を求められております。

こうしたことを踏まえまして、市で検討した結果、この要件を 4 戸から 3 戸に緩和しようとするものでございます。

続いて、第 2 点目でございますが、木造住宅の借り上げ期間と築後経過年数を変更することについてでございます。こちらは、現行制度では借り上げ期間を 20 年間で定めまして、国庫補助を受けられる耐用年数は、耐火構造住宅の場合は 70 年、準耐火構造住宅の場合は 45 年、木造住宅の場合は 30 年となっておりますが、この年数との年差を築後経過年数としています。この要件では、木造住宅の場合、耐用年数 30 年と借り上げ年数 20 年との年差が 10 年となり、築 10 年以内の住宅しか応募できず、関係団体からの改正要望が強かった項目です。

そこで、市で検討した結果、木造住宅については借り上げ期間を 20 年間から 15 年間に短縮し、それに伴い、築後経過年数を 10 年以内から 15 年以内に変更するものでございます。

なお、耐火構造住宅、準耐火構造住宅については、現行条件の借り上げ期間 20 年間の変更は行わないということでございます。

今回報告した改正内容については、去る 2 月 14 日開催の住宅行政審議会に諮問したところ、妥当である旨の答申をいただきました。

○委員長

「小樽市地域公共交通網形成計画素案について」

○（建設）角澤主幹

お手元の資料に基づきまして、地域公共交通網形成計画素案について説明させていただきます。

まず、目次をごらんください。

ページを 1 枚めくっていただきますと目次なのですが、今回は全部で 8 章の構成でつくってございます。第 1 章

から第 4 章までについては、計画の背景や法律、計画との関連、地域の現況、公共交通の現状を整理してごさいます。また、第 5 章から第 8 章までは地域公共交通活性化協議会での議論を踏まえながら、整理した内容になっておりまして、地域公共交通に関する問題点と課題、将来像と基本方針、施策の内容、計画の達成状況という構成で作成しているものでございます。

続いて章ごとに説明させていただきます。

1 ページをごらんください。第 1 章序章といたしまして、まず、背景及び目的を記載してごさいます。

次の 2 ページ目でごさいますが、法律及び小樽市の計画と今回の地域公共交通網形成計画の関連を示す体系図を記載してごさいまして、その下、計画期間といたしましては 7 年と設定したものを記載しております。

また、隣の 3 ページでは、計画の区域として小樽市全域としていることを記載してごさいます。

続きまして 5 ページをごらんください。第 2 章で、国の法律と公共交通に関連のある小樽市の計画から導かれる公共交通に関するまちづくりの方向性を整理しております。まず、関連法規といたしまして交通政策基本法。

6 ページ目では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律ということで記載しておりまして、地域公共交通網形成計画や協議会のあり方が明文化されているところを記載しているものでございます。

また、7 ページに関しましては、市の上位計画となる総合計画を、8 ページから 14 ページまで続くのですが、こちらは関連計画として都市計画マスタープランを初め、七つの計画を記載しておりまして、それぞれ下線を引いている箇所が地域公共交通に関連している記載ということで示しているものでございます。

また、15 ページをお開きください。こちらは、法律と市の計画から導かれた地域公共交通の役割を示した図になってごさいます。「地域住民の生活を支える」、また、「賑わい・交流を支える」という大きな二つの役割がごさいまして、さらに分類いたしますと、記載にごさいますとおり 1－1 から 2－3 までの五つの役割として整理しているものでございます。

続いて 17 ページをごらんください。第 3 章で、地域の概況をまとめてごさいます。まず、地勢を記載しておりまして、次の 18、19 ページでは、それぞれ人口の状況と高齢化率を記載しております。

また、20 ページと 21 ページについては、通勤、通学の状況として、人口の流入、流出の状況を掲載しております。

また、22 ページからごさいますが、こちら 39 ページまで続きますが、土地の利用状況や道路の状況、主要施設の位置などに関しまして、地図を中心としたページで構成して作成してごさいます。

40 ページをごらんください。こちらで、自動車の保有と交通事故の状況を整理してごさいまして、また次の 42 ページでは、観光の状況を記載しております。

また、44 ページでごさいますけれども、各現況から要請される事項として、総括的に一覧にしているものでごさいます。

続きまして 45 ページをごらんください。第 4 章として、地域公共交通の現状と課題をまとめております。

次の 46 ページからは、それぞれ鉄道、バスなどの交通機関の状況について 61 ページまで記載が続いてごさいまして、62 ページでは、公共交通に関する高齢者支援の状況として、ふれあいパスの状況を記載してごさいます。

また、63 ページからについては、今年度、公共交通の現状に関するアンケートを行いまして、市民へのニーズ調査など、各調査結果として概要を記載しているものでごさいます。

続きまして、ページが飛びまして 73 ページをごらんください。第 5 章としまして、地域公共交通に関する問題点及び課題をまとめてごさいます。5－1 としまして、地域公共交通に求められる役割から見た問題点、五つの役割に対して、八つの問題点が考えられるという内容になってごさいます。

次に、77 ページになります。こちら、問題点を踏まえた課題として、今の八つの問題点に対して課題を六つ整理してごさいまして、次の 78 ページと 79 ページで具体的な内容を記載いたしまして、それぞれの課題がどの問題点

に対する課題なのかということを下線で示して記載してございます。

続きまして、81 ページをごらんください。こちらは第 6 章として、問題点の課題の整理を踏まえて設定した将来像と基本方針、目標を整理してございます。

まず、将来像については、「暮らしを支え、訪れる人にも利用しやすい持続可能な公共交通の構築」と設定いたしまして、下記に考え方を記載してございます。

続きまして、82 ページをごらんください。こちらが基本方針になります。最初の 1、2 行目に記載してございませうけれども、将来像を踏まえて、基本方針の設定、これに当たりましては、計画の対象期間としました 7 年後の公共交通網の目指す姿を示すこととしてございます。

また、設定に当たりましては、市民アンケート調査結果から運行面での改善を求めているものの、現在の路線に関しては約 9 割の方がおおむね満足しているという状況を踏まえまして、バスの路線網については現状を維持するという前提として記載しております。

基本方針は、「市民生活を支え利便性の高い公共交通網の形成」を初め、四つ設定しております。

84 ページからは、基本方針と各目標を整理しておりまして、基本方針ごとに達成状況を確認する指標を設定しております。

続いて 87 ページをごらんください。第 7 章として、施策の内容となります。問題点や課題からの将来像、基本方針及び目標を設定した上で、そのために実施していく施策を四つに分類していくという内容になっております。

88 ページから 91 ページまでが施策の内容になっておりまして、四つに分類した施策の中で、細かい事業を記載する形で掲載しております。

次に、93 ページをごらんください。最後の第 8 章といたしまして、計画の達成状況の評価を記載してございます。PDCA サイクルの考え方に基づく進捗状況の確認方法の記載になってございます。

なお、今後の予定でございますけれども、本日の報告後、地域公共交通網形成計画に対するパブリックコメントを実施しまして、市民からの意見を求める予定としております。その結果を踏まえまして、内容の修正をするものは反映しまして、来年度の最初の地域公共交通活性化協議会の中で再度協議いたしまして、市の計画として 5 月下旬から 6 月上旬ごろの策定を目指していきたいと予定しております。策定後は、国への報告を行いまして、手続きが完了するという流れになってございます。

○委員長

「(仮称)小樽市雪対策基本計画の策定について」

○(建設)建設事業室片山主幹

小樽市雪対策基本計画の策定について、報告いたします。

お手元の資料をごらんください。

冬の安全で安心な市民生活を支えるために、小樽市雪対策基本計画の策定に着手いたします。この計画は、小樽市総合計画と年度ごとの除排雪計画をつなぐ中・長期計画に位置づけるものであり、市民要望の強い除排雪に関して、市民の皆様との信頼関係を築きながら、課題や問題点を改めて整理し、将来を見据えた雪対策に係る基本的な考え方を定めるものであります。

策定に当たっては、学識経験者や交通事業者等で組織した雪対策基本計画策定懇話会などを立ち上げ、市民の皆様からの御意見を伺いながら、今後の雪対策、市民との協働、役割分担などを検討、議論しながら策定したいと考えております。

策定のスケジュールについては、懇話会などを 5 回から 7 回程度開催し、パブリックコメントを経て、平成 32 年度の策定を目指したいと考えております。

○委員長

「平成 31 年度臨時市道整備事業について」

○（建設）建設課長

平成 31 年度の臨時市道整備事業について説明いたします。

予算額については、昨年度と同様の 3 億 5,000 万円を計上しており、そのうち 7,000 万円を債務負担分として 3 月中に発注いたしまして、残りの 2 億 8,000 万円を通常分として、4 月以降に発注を予定しております。

それでは、お手元に配付しました資料に沿って説明いたします。

表紙をめくっていただき、左側のページの事業計画書をごらんください。

全部で 23 路線を記載しておりますが、これらは側溝や舗装の老朽化が著しい路線や溢水対策が必要な路線などについて、整備の緊急性、路線の重要度、事業の効果などを総合的に判断し、選定したものであります。内訳といたしましては、「種別」の欄に記載しておりますが、道路改良が 13 路線、側溝改良が 6 路線、舗装改良が 4 路線となっております。

また、新規・継続の数については、新規が 13 路線、継続が 10 路線となっており、続いて隣の「摘要」の欄ですけれども、債務負担分が 5 路線、通常分が 18 路線となっております。個別路線の説明は省略させていただきますが、図面の見方については、右ページの上段の図 1 番の豊川第 4 線を例に説明させていただきます。

実線の区間、工事延長が 1.99 メートルとなっておりますが、これが凡例にも記載しているとおり、平成 31 年度の施工区間となっております。破線部分は施工済区間となっております。また、工事内容については標準断面図を掲載しておりますので、御参照願います。

なお、これらの計画路線については、今後、詳細調査などにより延長や内容などが変更となる可能性もありますことを申し添えます。

○委員長

「新たな小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の策定について」

○（建設）建築住宅課長

それでは、新たな小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画の策定について報告させていただきます。

事前にお配りしています資料に沿って説明いたします。

まず、1 番目としまして計画の策定についてですが、平成 22 年度から実施している現行の小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画が平成 31 年度で満了となるため、平成 32 年度から 10 年間を計画期間、30 年間を構想期間とする新たな小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画を策定します。

次に 2 番目、長寿命化計画の目的についてですが、長寿命化計画は市営住宅ストックの適切なマネジメントを行うべく、適切な点検、修繕、データ管理等を行い、市営住宅の状況や将来的な需要見通しを踏まえた各住宅のあり方を考慮した上で、効率的・効果的な住宅別の事業方法、それは建てかえ、用途廃止、改善等ではありますが、その事業手法を選定するとともに、長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を計画的に推進し、市営住宅のライフサイクルコスト、つまり建設費及び解体費も含めた修繕費等、生涯に要する費用の縮減等を目指すものであります。

次に、3 番目の策定体制についてですが、庁内には関係課長職で構成する庁内検討会議を設置し、その上の関係部長会議を経て、最終的には市長の附属機関である小樽市住宅行政審議会からの答申を受けて市長が決定します。資料の図には、議会を含めて策定に係る各機関との関係について示しております。

最後に、4 番目の策定スケジュールについてですが、9 月までに事業手法選定、実施方針等について検討しますので、その検討結果について第 3 回定例会の建設常任委員会に報告し、11 月の第 4 回定例会、建設常任委員会には計画素案について報告し、来年 2 月の第 1 回定例会、建設常任委員会には計画原案について報告させていただきます。このようなスケジュールを予定しております。

○委員長

「小樽築港駅周辺地区における土地利用について」

○（建設）都市計画課長

それでは、小樽築港駅周辺地区における土地利用について報告させていただきます。

資料の下の図、右側が札幌方面、左側が手宮方面となっております。

今回、平成 18 年 9 月に地区計画の変更を行って以降、未利用地が残ってございました小樽築港駅周辺地区計画の医療・福祉関連サービス業務地区において、北海道済生会小樽病院の増築など土地利用がおおむね完了する見通しとなったことから、その概要を報告させていただきたいと考えております。

まず、左上の 1 の土地利用の経過についてでございますが、同地区におきましては 2013 年の北海道済生会小樽病院と院外薬局の開業を初めとして、2014 年にはサービス付き高齢者向け住宅が入居を開始、2018 年にはコンビニエンスストアが開店している状況となっております。

次に、2 の今後の土地利用についてでございますが、まず、一つ目の北海道済生会小樽病院の増築及び職員駐車場の移転整備でございますけれども、下の図の病院の札幌側にある、現在、職員駐車場として利用している敷地に病院施設の増築を行いまして、長橋 3 丁目の北海道済生会西小樽病院のみどりの里が移転する予定となっております。また、この増築に伴いまして、職員駐車場を北西側、手宮側の街区に移転整備する予定となっております。

なお、増築については、2020 年の完成予定、職員駐車場は 2019 年の春から使用を開始する予定と聞いております。

次に、二つ目の飲食店二店舗の立地についてでございますが、コンビニエンスストアの手宮側に飲食店二店舗が立地する予定であり、本年 2 月 18 日付で都市計画法に基づく地区計画区域における建築物等の届け出を受理しております。なお、開店は 2019 年の秋ごろを予定していると聞いております。

○委員長

「（仮称）第 2 次小樽市上下水道ビジョンについて」

○（水道）主幹

（仮称）第 2 次小樽市上下水道ビジョンについて、草案を取りまとめましたので報告いたします。

資料をごらんください。

平成 30 年第 4 回定例会の建設常任委員会で、草案の取りまとめ内容について説明しましたが、改めて説明させていただきます。表紙をめくって、はじめにの裏に目次がございます。こちらをごらんください。

まず、草案では、「第 4 章経営戦略」と末尾の資料編を除きます。さらに、第 3 章において経営戦略を見てから作成する「5 お客様の視点に立った事業経営」のうち、「（2）料金システムの充実」は未記載となっております。第 3 章のうち、各成果指標も経営戦略を見てから作成しなければならない値があるため、一律、成果指標については現状値及び目標値を未記載としています。写真、イラストについては、イメージがわかりやすいよう、仮に掲載しています。この形を草案として本日お示ししております。

それでは、「第 1 章計画策定に当たって」について説明いたします。

1 ページをごらんください。「1 策定の趣旨」は、これまで取り組んできた小樽市上下水道ビジョンの計画期間が満了することから、引き続き限られた財源の中でさまざまな課題に対処していくため、また将来にわたって安定したサービスを継続して提供するため、第 2 次小樽市上下水道ビジョンを策定することを記載しています。

1 ページ中段をごらんください。「2 上下水道事業の概要」は、当初ビジョンにも記載されておりましたが、最新のデータに置きかえ、「（1）水道事業の歴史」、2 ページ「（2）水道事業の概要」、「（3）下水道事業の歴史」、3 ページ「（4）下水道事業の概要」、4 ページ「（5）主な上下水道施設」を記載しております。

5 ページをごらんください。「3 上下水道事業を取り巻く情勢」です。「（1）水需要などの動向」では、まず、

水需要などは人口の動向に大きく左右されることから、人口について記述し、グラフで示しております。

5 ページ中段から 6 ページにかけて、給水量、下水道の処理水量を過去 10 年間の推移について記載し、グラフで示しております。

次に、7 から 8 ページをごらんください。「(2) 経営の状況」です。水道事業、下水道事業の過去 10 年間の損益収支、給水収益及び下水道使用料の推移を記載し、グラフで示しております。

次に、9 ページをごらんください。「(3) 改築更新による施設の老朽化対策」です。資産管理、改築更新計画、老朽化対策について記載し、工事費の推移をグラフで示しております。

次に、11 ページをごらんください。「(4) お客様とのコミュニケーション」です。上下水道は、ほぼ普及している今日では、水道や下水道はあって当たり前のものとなり、上下水道の仕組みなどが意識されにくくなっているため、施設の保全や経営の安定化に向けた取り組みなどをお客様に理解してもらえ活動を行うとともに、お客様のニーズを的確に捉え、満足度を向上させる取り組みを進める必要があることを記載しています。

次に、12 ページをごらんください。「(5) 災害対応力の強化」です。これまで北海道は、本州に比べ、大雨による災害が少ない状況でしたが、平成 28 年 8 月には、1 週間に 3 個の台風が北海道に上陸したことにより、道東を中心に大雨による土砂災害が発生し、ライフラインは甚大な被害を受けたこと、平成 28 年 3 月に北海道が公表した平成 26 年度地震被害想定調査では、本市に最も被害を及ぼす地震として、北海道留萌沖の海域を震源とする海溝型地震を想定しており、地震の規模はマグニチュード 7.8、後志管内の最大震度は震度 7、本市においては震度 6 強を想定していること。平成 30 年 9 月に発生した北海道胆振東部地震では、北海道全域で発生したブラックアウトの長時間にわたる停電について記載しています。防災意識の高まりとともに、いかなる自然災害が発生しても、迅速な行動が取れるよう、危機管理体制の強化や災害対策の訓練を行い、災害対応力を強化する必要があると考えています。

次に、13 ページをごらんください。「(6) 広域的な取り組み」です。これまでの上下水道事業は、多くが市町村単位で運営されてきたこともあり、上下水道サービスの提供や料金の設定、緊急時の対応を含め、それぞれの自治体が独自で行うという個々を中心とした事業として成熟してきました。

本市においては、独自にバックアップ施設の整備なども行ってきましたが、災害、その他非常の場合に備え、さらなる対応力を強化するため、広域的な連携を進める必要があると考えています。

次に、14 ページをごらんください。「4 当初ビジョンの施策の実施状況(検証)」です。当初ビジョンの具体的施策の実施状況及び今後の方向性を記載しております。この中で、目標達成が難しいものについて説明いたします。

17 ページをごらんください。「3 上下水道施設の改築・更新」、「(2) 下水道施設の改築・更新」の「①老朽施設の延命化と効果的な改築・更新」の下水道施設更新進捗率は若干おくれぎみとなっております。ここ数年、国の社会資本総合交付金の内示額が、要望額を大きく下回り、計画どおり事業を実施することができなかったことによるものです。

21 ページをごらんください。「5 お客様サービスの向上」の「(2) 利便性の高いサービスの提供」の「①窓口の迅速化」について、お客様サービスセンター設立に向けての検討委員会を設置しましたが、設置には費用対効果などの課題が多く、現段階では困難であるとしています。

「③料金支払方法の研究」のクレジット決済について、調査研究を行ったが、初期費用、毎月の手数料等の費用が高額であるなどから、導入に向けての検討までには至っていない。今後の方向性では、市民サービスにつながる納入方法を検討するとしています。

24 ページをごらんください。「7 危機管理対策の充実」の「(2) 施設の耐震化」について、①の水道施設の耐震化率は、計画の見通しを含めた再検討が必要となっています。理由としては、当初予定していなかった施設の老朽化に伴う更新を優先する必要があることや、東日本大震災以降の労務費や資材単価などの上昇が主な要因とな

っております。

②の下水道施設の耐震化率は若干おくれぎみになっています。理由は、下水道施設の耐津波対策に係る国の指針等の改定や本市における新たな地震被害想定と、津波浸水想定が北海道から示される予定となっているため、手戻りがないよう耐震化等対策工事の実施を見送ったことが主な要因となっております。

25 ページをごらんください。「第 2 章計画の基本事項」について説明いたします。

「1 計画の位置づけ」です。第 2 次小樽市上下水道ビジョンは、これからの本市の上下水道事業のあるべき姿と目指す方向性を示したものです。これまでの当初ビジョンの小樽市上下水道ビジョンの各施策を継承しつつ、新たな課題にも取り組みます。

このビジョンの位置づけとしましては、小樽市の全体計画である第 7 次小樽市総合計画を上位計画とし、総務省からの公営企業の経営戦略の策定要請や厚生労働省の新水道ビジョン、国土交通省の新下水道ビジョンなどの趣旨を踏まえ、策定しています。

なお、ビジョンを着実に遂行するため、事業の実施に当たっては、各個別計画に基づいて行います。

26 ページをごらんください。「2 計画期間」です。この計画期間は、平成 31 年度から新元号 10 年度までの 10 年間としております。

なお、社会情勢の変化などに柔軟に対応するため、策定から 5 年後をめどに中間点検を行うとともに、必要に応じて見直しを行うとしております。

「3 基本理念」です。第 2 次小樽市上下水道ビジョンでは、安全・安心な上下水道を次の世代に継承するとともに、これからもお客様から信頼される上下水道を目指し、「未来につなげよう、信頼されるおたの上下水道」を基本理念に掲げております。

「4 経営方針」です。第 1 章の「3 上下水道事業を取り巻く情勢」で挙げられた課題や、「4 当初ビジョンの施策の実施状況（検証）」を踏まえ、以下の八つの経営方針について着実に取り組みを進めることを記載しております。

27 ページをごらんください。「第 3 章経営方針実現のための施策」について説明いたします。

左側の経営方針は、将来の向かうべき方向や目標として、「1 安全な水の供給」から「8 広域連携の推進」までの 8 項目。真ん中の具体的施策は、その目標を達成するための取り組みの柱となる施策で、全部で 12 項目。右側の実現方策は、取り組みの詳細項目であり、全部で 28 項目ございます。

28 ページをごらんください。経営方針 1 「安全な水の供給」です。囲みの中の具体的施策「(1) 安全で良質な水の供給」の実現方策、「①信頼性の高い水質検査体制の維持」、「②水質管理の強化」、「③給水装置などの適正管理」をフローにして示しております。中段では、具体的施策についての概要を記載しております。

29 ページをごらんください。実現方策「①信頼性の高い水質検査体制の維持」の現状の課題、実現方策について記載しております。

さらに、30 ページに続きまして、取り組み項目を記載し、成果指標を記載しております。そのほか、写真やグラフなどの資料を添付して取りまとめております。

このような形で、実現方策 28 項目について、68 ページまで記載しております。

69 ページをごらんください。「第 4 章経営戦略」については、素案報告でお示することとなります。

71 ページをごらんください。「第 5 章計画の推進体制」について説明いたします。

「1 推進体制」です。本ビジョンの計画を着実に推進していくため、水道局内に業務改善検討会議を設置して、進捗状況を管理するとともに、学識経験者、経済団体、一般公募からなる上下水道事業経営懇話会に報告し、毎年公表します。また、社会経済情勢や法令、制度の改正など、外部環境の変化に応じ、必要な改善や見直しを行いながら目標の管理を行います。

「（１）業務改善検討会議」について説明いたします。業務執行の円滑化や経営の効率化を図ることを目的とし、公営企業管理者をトップとする業務改善検討会議において、本ビジョンにおける実現方策の実施状況を定期的に評価、検証し、その結果をもとにビジョンや個別計画の見直しを行います。

「（２）進捗管理」について説明します。本ビジョンで示した方向性に沿って、計画的に施策の展開を図るため、PDCAサイクルという手順を繰り返すことにより、目標を着実に達成していくとともに、事業の改善、向上に努めます。

72 ページ以降の資料編は、素案報告でお示しすることとなります。

この草案については、2 月 18 日に学識経験者、経済団体、一般公募からなる上下水道事業経営懇話会に報告し、御意見を頂戴しております。

今後は、素案を 5 月に上下水道事業経営懇話会及び第 2 回定例会で報告し、各委員の皆様から御意見を頂戴してまいりたいと考えております。

○委員長

「色内ふ頭（中央下水終末処理場）護岸老朽化対策について」

○（水道）整備推進課長

色内ふ頭護岸老朽化対策について、報告させていただきます。

昨年の第 1 回定例会建設常任委員会におきまして、色内ふ頭護岸老朽化調査について、調査結果を踏まえた概略の補修方法案や概算工事費、そして今後のスケジュール案について報告させていただいておりますが、来年度からの工事実施に向けまして、今年度、南側護岸の地質調査、実施設計委託を行いましたので、改めて報告させていただきます。

資料をごらんください。まず、「1 概算事業費（事務費除く）」でございますが、昨年度の老朽化調査の調査結果を踏まえた概略検討での概算事業費は約 35 億円と試算しておりましたが、今年度実施いたしました南側護岸の地質調査及び実施設計により検討いたしました概算事業費は、約 59 億円となっております。

なお、この 59 億円については、昨年度の概略検討を基本に、南側護岸は実施設計により算出した概算工事費。実施設計を行っていません南側護岸以外については、平成 29 年度の概略検討及び南側護岸の工法を参考に概算工事費を算出しております。

南側護岸以外の各護岸については、今後予定しております実施設計によりまして詳細検討を行うこととなりますので、この事業費については、増減する可能性があります。

次に、2 の増額となった理由であります。当初概略検討では、地盤改良といたしまして、資料の図の左側になりますけれども、紫色で示しております範囲で考えておりましたが、今年度の地質調査の結果、右の図の黄色で示しておりますように色内ふ頭周囲全体で、液状化対策といたしまして地盤改良が必要になったことが主な増額の要因となっております。

次に、「3 事業計画期間」でございますが、昨年、今年度よりおおむね 6 年程度で事業を実施したいということで報告しておりますが、事業費の増などにより期間を延長し、おおむね 9 年で事業を実施したいと考えております。

なお、平成 31 年度については、予算に計上させていただいております腐食が著しい南側護岸から工事に着手していきたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明願います。

「議案第 34 号について」

○（建設）用地管理課長

議案第 34 号の市道路線の認定について、お手元の資料に沿って 2 路線の説明をいたします。

最初に、2 枚目の図面番号①をごらんください。

この路線は、太い矢印で示しているところで、朝里中学校に隣接し、市道朝里東小樽線に接道している道路で、平成 25 年度の開発許可完了道路として小樽市に帰属され、朝里北 30 号上通線として市道認定を行うものであります。

次に、3 枚目の図面番号②をごらんください。

この路線も太い矢印で示しているところで、平成 25 年度の開発許可完了道路として小樽市に帰属され、朝里中学校前通線として市道認定を行うものです。

以上の 2 路線については、市道路線の認定が可決後、市道の認定、区域の決定、供用開始の告示を行い、一般の縦覧を 3 週間行う予定となっております。

○委員長

「議案第 36 号について」

○（水道）総務課長

議案第 36 号「小樽市水道布設工事監督者を配置する工事及び当該監督者の資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案」について説明申し上げます。

今回の主な改正点は、水道法施行規則が改正され、水道施設の工事に当たる布設工事の監督者の資格基準が変更になったため、施行規則と同じ基準で定めているこの条例の資格基準について一部改正を行うものです。

なお、ここで言うっております監督者の資格基準とは、市の職員が水道工事の監督者になる際の基準を指しており、民間の方に関係するものではございません。

また、水道局職員で今回改正する項目を適用して、監督者になっている者はありません。

本条例の施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日を予定しております。

○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、立憲・市民連合、公明党、共産党、石田博一委員の順といたします。

自民党。

○横田委員

報告を聞かせていただきましたので、その中から何点が質問させていただきます。

◎小樽市地域公共交通網形成計画について

まず、小樽市地域公共交通網形成計画であります。何といたしまして、待望のといひましょ、随分前の議会でいろいろ議論がありまして、どうして早くやらなかったのだというようなことだとか、事業者からも随分催促を受けていたのです。それが、やっとできてまいりました。しかもカラー。大変見やすいです。お金のかかった資料であります。

細かいのを一つずつやると大変なことになりますので、私から、第 4 章まではいろいろな現状や、資料編といひましょ、大変丁寧に調査されて、あるいはまとめられている資料だと思います。

それで、それらを受けた「第 5 章地域公共交通に関する問題点並びに課題」があります。これもアンケート等の結果により、非常にその体系的にと言ひましょか整理されておりまして、わかりやすい素案になっていると思います。

そういった課題等を受けて、この先の基本方針を決められていると。その基本方針の中から、私からは、基本方針については第 7 章になりますね。具体的な施策の内容について、何点かお話をお聞きしたいと思っております。

施策が四つありますけれども、一つ目の利便性の強化という、市民にとっては大変大事なことなのですが、それ

をやっていくのだということでもあります。想定される事業として列記されていますのは、バス路線の効率化に資する体系の検討ということですが、4 事業を挙げておられますけれども、これらについてどういう、これは施策 2 の中に設計されておりますので、このバス路線の効率化に資する体系の検討について具体例といいたしめようか、事業例が書いてありますので、どういことをやるのかといことをお知らせいただければと思います。

○（建設）角澤主幹

今、質問をいただきました施策 1 の想定事業①中の事業例の 2 番について既存バス路線の効率化に資する運行ルート等の見直し検討でございますけれども、こちらに関しましては、現在、バス路線網が市内全域にわたって網羅されているような状況の中で、どちらかといと同じ国道を中心に路線が走っている中で、同じところを例えばバスが 2 台走るような場面もある中で、そういった部分をなんとかうまく効率的に走れないかとい、そういった部分も含めた中の運行のルートそのものを工夫できないかといことの中身になってございます。

○横田委員

そうですね。ただ、極めてその専門性といいたしめようか、ルートの見直しだとか、あるいはルート統合するなどいのは、極めて専門的なことですので、事業者が中心になるのかとい気もしますけれども。

やり方としては、今やっていた地域公共交通活性化協議会を続けていって、その中でもんでいくといことで、そういう認識でよろしいのですか。

○（建設）角澤主幹

これまでですと、路線に関するルートの見直しはバス事業者の判断で行ってきているところでございますが、今後は地域公共交通活性化協議会の中での施策といことで考えてございます。

実際に、運行ルートを見直すといことが発生した場合には、その見直し内容は、ノウハウのあるバス事業者の考え方に基つきながら進めることにはなると思いますが、その中でも地域公共交通活性化協議会の中で市民要望の状況等、そういったものも踏まえた中で、ともに議論して進めていくことを考えてございます。

○横田委員

実際のダイヤだとか、バスの運行ルートは、携わっている方たちが一番、今答弁されたようにノウハウを持っているわけですので、北海道中央バスは他都市でもこの地域公共交通網形成計画の策定に加わっていますので、前にお話したことなのですけれども、早くやってくれといわれたときに、牧野社長は我々はそのノウハウを持っているのだから、ぜひぜひやってくださいよといお話もしていました。それが活かされてこうやって出てきたのかと思いたしめようか。

事業例 4 の利用実態に即した交通モードの検討といのですけれども、これはどういったふう解釈すればいいのでしょうか。

○（建設）角澤主幹

施策 1 の事業例の 4 に掲げています、利用実態に即した交通モードの検討でございますが、実際にこの路線バス以外の交通手段を想定してございまして、いわゆる他都市でもデマンドバスやデマンドタクシー、そういったものがよく導入されておりますけれども、そういったものことも一つ考えているところでございます。

主にこういったジャンボタクシーやワゴン車、そういったようなタイプで、乗車の要望に応じて走行する例など幾つか種類があるものですが、そういったものも含めたほかの交通手段といことで記載しているものでございませうか。

○横田委員

路線バスではなくてといことですね。

一番後ろに地域公共交通活性化協議会の構成員が出ていますが、これを見ますと、事業者としてバス会社を中心ですけれども、ハイヤー協会もいし、あとは JR もあります。そういった交通モードといのは、そのいろいろ

な種類なのかな、今説明があったように。オンデマンドバスあるいは云々ということで。そういった業者も地域公共交通活性化協議会に入っておられるということです。しっかりといろいろな交通モードを研究していただきたい。

それから、その後の鉄道とバスの乗り継ぎの環境の改善というのは、当然なのです。ただ、小樽駅前をああいふうになっていまして、なかなかうまくいっていない例もあります。

先般、1 回言ったかもしれませんが、会派視察で富山県富山市に行ったのです。富山市は、交通をしっかりと研究されていて、路面電車が走ってまして、それから富士ライトレールといって線路と車道の両方を走れるものがあるのです。線路の車輪というのかな、それを上げて、タイヤでも走って行けるというような、そういうものとか、非常に先進的でありました。スマートコミュニティということです。それで、そういうものも改良していくということなのでしょう。

それから、写真にあるバス待ち環境の整備の中の上屋の設置はいいですね。

それから、バスロケーションシステムの導入というものがありますが、これはどういうものなのでしょうか。

○（建設）角澤主幹

掲載のございますバスロケーションシステムでございすけれども、こちらに関しましては、この写真のとおり大きな形で商業施設等々に照らし出す形もあるのですが、今はスマートフォンを利用いたしまして、情報端末を利用しまして、バスが今どこを走っているのかという情報を入手できる、そういうシステムのことを指してございす。

○横田委員

路線は相当あると思うのだけれども、選んだ路線のバスがどこを走っているかというふうに見るのかな。スマートフォンで見られるのは非常にいいです。

自動車学校のバスの送迎があるのですが、バスキャッチャーといって、コンピューターでGPSを使ってそれぞれのバスがどこにいるか、お客様にわかる。そして、近づいてくると自動的にメールを送る。それから、到着したらまた今着きましたというメールを送る、そういうシステムがあるのですが、これは非常に高額になるのではないかと思います。毎月、月幾らとかやっているはずですけども。

そのバスのロケーションがわかるというのは大変利用者にとってはうれしいことですが、事業者がこれを設備するというになると、相当な、高額な導入費がかかるのかと思っています。

その辺も地域公共交通活性化協議会でいろいろ検討されるのでしょうけれども、利便性の強化というのが、題目のように早期に実現されればいいのかと思っています。

それから、施策の 2 の持続可能な交通体系の構築です。これは、人口もどんどん減っていつている。それから、いろいろ事業者としては収入が減っていく、経費は同様にかっていくというようなところで、しっかりとした経営をしていただかなければ、途中、持続可能なそういった路線はできなくなる。

単純に路線を減らすだとか、そういうことをされてしまうと、今言った利便性の確保にもつながっていくし、企業自体、事業者自体の経営が成り行かなくなる。それでは困るということで、ここに書いてありますが、交通事業者への公的補助の検討とあります。赤字覚悟で経営しなさいなどと言ったどこかの市長がいましたけれども、それでは、結局は市民にはね返ってくるのです。

ですから、ここに書いてあるように、道内主要都市は、みんな丸がついているのだけれども、小樽市だけ丸がついていません。これは、ふれあいパスの話、福祉の話とは別として、これ、この場合は千歳市も入っているのではないかなと思うのですが、公的補助しているのではないかと思います。

これらに対する本市の考え方がいいでしょうか、そういうことがもしまとまって、まとまってはいないな、また財政のことと関係がありますので、極めて難しいところだと思いますが、公的補助についてのお考えをお示ください。

○（建設）角澤主幹

ただいま質問のありました公的補助に向けましては、どの時期に導入が可能かどうかということは、現在お示しできないのですけれども、掲載していますほかの事業という形で、適正な運賃の設定の検討ですとか、先ほどお話ししました路線ルートの見直し、そういったものを検討する中で、総合的にそれも踏まえまして、早い段階からの検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○横田委員

公的補助も当然、当然というか視野に入れているということに聞こえましたけれども、先ほども言ったようにバスロケーションシステムだとか、新たなものを導入する、それから更新するには、多額の費用がかかるわけです。それを事業者だけに頑張ってやってくれというのは、自治体としては地域公共交通網形成のための努力をしていただきたいと思っております。

これは、今、角澤主幹が言われたように財政やその他いろいろなところとの絡みもあるでしょうから、何か答弁されたいですか。答弁したいことはある。少し説明してください。

○（建設）渡部次長

公的補助については、利用者の御負担、運賃の検討、固定費の削減ですとか、そういったものとあわせて中でトータル的に考えていくという形になってまいります。

○横田委員

いや、そうだと思いますので、このページの小樽市のところにも金額の過多は別としましても、事業者が安心してというか経営できるように、自治体として応援することも必要かと思っております。

それから、抜けましたけれども、適正な運賃の設定ですが、これも今言ったその経営の状況だとか、いろいろなことで変わっていくと思いますが、現在 220 円、バスです、1 区間。これが、使った方が経費を負担するという大きな考えはありますけれども、これらについて、維持できるような、あるいは若干の値上がりで済むような施策が必要だと思います。

これも、事業者任せにしては多分できないことだと思いますし、事業者は運賃を上げることになるのか、それから経費削減のために路線を減少するというところになったりすると困りますので、この運賃についてのお考えを何かお持ちであればお示しく下さい。

○（建設）角澤主幹

こちらの適正な運賃の設定の検討ということで、こちら一つ施策として掲載しております。ここ数年のグラフで出てきておりますけれども、値上げの状況ということで、ある程度長い期間の中で値上がりは余り見せていないという状況も踏まえまして、実際にこちらの現在の運賃に関しまして、夏にアンケート調査を行いましたところ、運賃に対する満足、不満足という中では、現行の 220 円である程度納得といいますか、もっと逆に高くてもというような形の結果も見えていたことも踏まえまして、そういったもので市民の皆さんにも御協力いただいた中で検討をしていきたいということで挙げてございます。

こちらの設定に関しましては、これまでバス事業者が単独でそういう形で手続をして上げてきてございますけれども、今後については、バス事業者と相談しまして、地域公共交通活性化協議会の中で話し合いながら進めていく事項だと考えてございます。

○横田委員

ぜひ、しっかりとした地域公共交通網形成計画を実施していただきたいと思います。

施策の 3 はいいとします。

施策の 4 の利用促進策の展開というものがありますが、先ほど少し、前にも予算特別委員会で質問したのかな。富山市の話をしたんですが、これはふれあいパスともまた違うのですが、富山市で実施しているのは、65 歳以上の高

齢者を対象に、福祉の側面もあるのですけれども、市内全域が 100 円となる割引制度をやっている。これによって、高齢者のおでかけ定期券は 1 日平均 2,500 人ほどが利用しているそうです。

なぜこれがいいかという、この券を持っていると、市立の文化施設とか屋外施設、あるいは動物園、孫と一緒に入館する場合、その観覧料が無料になるだとか、いろいろなその特典がカードにあるのです。

これは、ふれあいパスふうにやるのか、あるいは地域公共交通活性化協議会の中でいろいろな利用してもらえするための施策としてやるのかわかりませんが、そういったこともお考えいただきたいと思います。

◎上下水道ビジョンについて

次に、上下水道ビジョン、これの説明もいただきました。

これもたくさんあるので、一つずつやっていると終わらないのですが、33 ページの給水装置などの適正管理。水ですから本当に安全でなくてはならない。適正な管理が必要なのでしょうけれども。

その 33 ページに実現方策の後段に、無届工事の疑いがあるものについて、私は、水道ですから、個人が、あるいは事業者が勝手にできる話ではないと思う。必ず届け出等はあるのかと思っていましたけれども、先ほど聞いたら、無届工事というものもあるのだということです。

この実態などはわかるのですか。無届工事がどのぐらいあってとか。わからなければいいのですけれども、無届だからわからないのだよね。もし、何かあればお願いします。

○（水道）サービス課長

無届工事の実態については、件数は把握していませんが、平成 17 年に文書注意を行って以来、口頭では注意していますけれども、それ以降はございません。

それで、無届工事というのは、当然うちの小樽市の指定事業者、指定給水装置工事事業者がターゲットというか、工事をやっているのですけれども、中には指定を取っていない業者、あと少しわかっている人が勝手にやっていると。そういうことを見受けられることがあります。

基本的には、新設で工事が上がってきている場合は、メーターを出さないとならないので、お客さんから必ず水道の開始届が来ますから、そこで料金センターに、いや、メーターがないですからということで、何かおかしいということになるのでわかるのですが、それ以外の改造工事、もともとメーターがついていて、例えば増改築したときに水道が少しふえたとか、そういったときにはわからない。届け出がないとわからないと。

基本的には、給水装置工事、下水道の工事もそうなのですけれども、水道事業管理者の承認を得てからでなければ工事ができませんので、そういう届け出がなかったら、全部、無届工事ということで、水道局で把握しております。わかった時点でその辺を是正しているのですけれども、なかなかやはり改造工事になるとわからない部分が結構あります。

そうしたところも今回、水道法改正の中でも指定事業者の 5 年更新制度で網羅されていますので、そういったところでもこの周知や啓発をしていきたいと考えております。

○横田委員

通常はいろいろなものは業者がやるのだけれども、あるのですかと言ったら、悪徳業者もいるというお話でしたので、そういうのはしっかりと取り締まりといたしましょうか、やっていただきたいと思います。

その下に取り組み項目、今言った施策の、どういうふうにするかということ、3 点上がっていますので、これらについて、もう少し具体的に説明していただければと思います。

○（水道）サービス課長

順番に説明させていただきますけれども、1 番の小規模貯水槽の設置者等の把握と、2 番の小規模貯水槽の適正管理についての指導、助言及び周知というのは少し重なってくるものですから、あわせて説明させていただきたいと思います。

現在、平成 29 年度末の件数になりますけれども、市内では小規模貯水槽水道というのが 280 件設置されております。小樽市水道局小規模貯水槽水道指導要綱というものがあまして、それに基づいて適正に管理がされているかということで、個別にチラシ配布をして、設置者に渡すと。その辺の状況確認をするといったようなことを、毎年約 280 件のうち、3 年周期でやっていますので、約 90 件ぐらいを実施しております。そのほかに、ホームページや水道局の水おたらの広報誌等で周知をかけている状況でございます。

そうした中で設置者の行方がわからないとか、場合、場合によって設置者が変更になって、設置者が把握できないとか。あと、管理会社が本当は一番よろしいのかもしれませんが、なかなか管理会社がついていないで、個人で維持管理している部分もありますので、そういったところには今後の課題でございますけれども、入居者から入手して、確認していかなければいけないのかなということが、1 番の小規模貯水槽の設置者の把握ということで、今考えているところでございます。

適正な管理については、水道法の改正が平成 15 年に一部改正されまして、それ以降に、もともと 10 棟以上の簡易専用水道、今、保健所でやっていると思うのですけれども、その適正管理ということで 10 棟以下というのがなかなか規制されていなかったものです。その 10 棟以下に関しては、水道局で何とか見ましようということで動いているものです。

平成 15 年から毎年のように実際に現地に出向いて、水の状況、簡易な水質検査も含めて行っている状況であって、おおむね皆さん適正に管理されているなということもありましたので、昨年くらいから方式を変えて、こういうことをやっていますから、何かあったら言ってください、確認しますというような流れに変えてきて、現在進行している状況でございます。

貯水槽関係については、今の話になります。

3 番目の無届工事に係る調査及び確認ということで、先ほども少しお話をしましたけれども、最終的には建築確認申請やら現地パトロールとか、そういったものを少し多目にして、少しでもそういうものを発見できるようなことをしていきたいと考えております。

○横田委員

次は、42 ページになりますけれども、耐震の関係です。この後にも少し耐震化計画についてお聞きすることがあるのですが。水道局として、管路の耐震もあるでしょうし、施設の耐震もあるのでしょうか、取り組みの項目として、先ほど挙げたように 3 点の取り組み、こういうふうにするというのがありますが、これらについて少し答弁をいただきたいと思います。

○（水道）浄水センター所長

ただいま質問のありました取り組み項目 3 点でございますが、まず 1 点目の耐震診断などによる既存施設の現状の把握については、耐震診断のデータを有する施設の現状でございますが、今後、さらなる効率的な耐震化を進めるに当たっては、老朽化の施設が多いということで、そういった現状を把握することに努めたいと考えております。それが 1 点目でございます。

2 点目の耐震化計画の充実ということでございますが、施設の更新にあわせて耐震化を行っているのが現状でございますが、そういった中で老朽施設の更新をにらんだ中で、そういった耐震化を調整して、さらに今後耐震化計画を充実したいということで記載しております。

三つ目の伝達訓練や応急給水訓練の実施でございますが、訓練については現状今、総合防災訓練等で実施しておりますが、特に昨年 9 月の北海道胆振東部地震のブラックアウトの経験を生かしたそういった中での危機管理意識を持った中で、町会等の皆様に参加をいただいて、充実した訓練を実施したいということで記載しております。

○横田委員

耐震化計画というのは、今あるのですか。作成は以前でもいいのですけれども。

○（水道）整備推進課長

現状で、耐震化計画はございます。

今、上下水道ビジョンの改定をやっている最中ですので、このビジョンに合わせて耐震化計画も見直しを今行っている最中でございます。

○横田委員

本当にブラックアウトが、あのとときの地震が思い出されますので、上下水道ビジョンにあわせて早急に耐震化計画は作成していただきたいと思います。

大変ボリュームのあるビジョンであります。まだ読み切れていないところもありますが、27 ページ、経営方針、具体的施策、実現方策、きれいに整理されておりまして、いいのかなと思います。何かパイプの絵になっているのが、また、さらにいいかなと。パイプですよ、これ。

（はい、と呼ぶ者あり。）

水道は以上であります。

◎小樽市耐震改修促進計画について

では、小樽市耐震改修促進計画が平成 29 年の 2 月に策定されておりまして、いろいろ進められております。

端的にお伺いしますが、たしか記憶では平成 27 年 12 月だったか、市内の民間で耐震化が必要とされるところを公表したのだと思います。それ以降、民間のどこだったか、数字も出ていますけれども、この計画をつくって進められて、民間の不特定多数といいますか、利用施設で改善がなされたというところはあるのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

今、横田委員がおっしゃいました平成 27 年というのは、多分、耐震診断の期限でして、公表したのは平成 29 年 10 月ということで公表はされております。

その中で、耐震の評価が低かったものが、公共施設、民間施設合わせまして 11 施設ありまして、その中で耐震が改善されたというものは、現在のところはまだありません。

ただ、我々は公表後、民間の所有者に対しまして、耐震化の意向について調査しております。その調査の中で、耐震、建てかえとか耐震改修を行いたいとする意向を持っている方もおりましたので、その方々に対して、今後、所有者に対して具体的な耐震の時期ですとか、耐震方法などについて把握していきたいと思っております。

○横田委員

何といたっても、費用がかかる話ですので、簡単にはいかないのかもしれませんが、先ほどの水道の耐震とあわせてやっていただきたいと思っております。

市有建築物も含めて先ほどは 11 棟と言ったのかな。市の所有でどういうふうにするか、学校などはやっていますが、その辺もしっかりと計画的にやらなければ、財政部でやっている公共施設等総合管理計画もありますけれども、そちらと合わせなければいけないのでしょうか。

市の所有物で耐震化をしなければならないところというのは、合わせて何か所でしたか。

○（建設）建築指導課長

市の所有、市の施設で耐震化を進めなければならないと、耐震診断の義務づけの施設でよろしいでしょうか。

耐震診断の義務づけがある建築物で、市の所有のものについては、学校施設が 6 件ありまして、あとは総合体育館とか市民会館、市庁舎別館など合わせて公共施設については 6 棟であります。

○横田委員

この計画の最後に、計画の推進に関する事項という項目がありまして、小樽市の計画推進体制についてというのがございます。それに北海道もあるのでございます。本市の体制として、関係部局による小樽市耐震改修促進計画推進庁内検討会議という長い会議があるのですが、これの改正の状況などは、あるいは、どのようなことを検討され

ているかというのは、わかりますか。

○（建設）建築指導課長

今、横田委員のおっしゃいました会議については、この計画を平成 29 年 2 月に策定したのですけれども、なかなか耐震化の動きというのはこれまでなかったものですから、実は開催してございません。ただ、横田委員の質問にもありましたが、民間の耐震診断の義務づけの建築物についても耐震化の動きというのが少し見え始めたということと、あと市有の施設につきましても、公共施設等総合管理計画ということで進めている部分もありまして、民間や公共施設の耐震化へ動き出してきたということもありますので、今後、情報共有を含めまして、会議を開催して、その耐震化に対する取り組みを進めていきたいと思っています。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○中村（誠吾）委員

それでは、立憲・市民連合を代表しまして、建設常任委員会での質問をさせていただきます。

◎市営住宅について

まず、市営住宅についてお聞きいたします。

市営住宅については、かつて私も市の職員として住宅行政の末端を担っていたことがあるのですけれども、しかし当時とは大きく違いまして、今の時代の流れの速さや少子高齢化など、多くの検討をしなくてはならない部署の一つになっていると感じています。

そこで、改めてお聞きしますが、修繕が必要な部分も含めて、小樽市の市営住宅の大まかな地区別で結構なのですけれども、各地区の市営住宅数合計を示してください。

○（建設）大門主幹

今、修繕が必要なものを含めてということで、各地区の市営住宅数という質問でございますが、募集停止になっている市営住宅を除いた数で報告させていただきます。修繕が必要なものも含めてということなので、管理戸数で報告いたしますと、市内大きく六つの地区に分けてなのですが、まず、銭函地区ということで、市営銭函住宅と市営張碓住宅で 135 戸。

それから、桜・新光地区ということで、市営桜東住宅、市営桜 A 住宅、市営桜 E 住宅、市営新光 B 住宅、市営新光 C 住宅、市営新光 E 住宅、市営新光 F 住宅、合わせて 605 戸。

それから 3 番目が、塩谷・オタモイ・蘭島地区ということで、市営蘭島住宅、市営オタモイ住宅、市営塩谷 A 住宅、市営塩谷 C 住宅、市営塩谷 D 住宅、市営塩谷 E 住宅合わせまして 587 戸。

それから、祝津・高島・手宮・梅ヶ枝地区ということで、市営祝津住宅、市営高島住宅、市営手宮公園住宅、市営梅ヶ枝住宅、こちら合わせまして 743 戸。

それから、最上・松ヶ枝地区ということで、市営最上住宅と市営松ヶ枝住宅ですが、こちら合わせまして 190 戸。

それから最後に、まちなか地区ということで、市営若竹住宅、市営勝納住宅、市営潮見台住宅、市営真栄改良住宅、市営入船住宅、あと既存借りに係る市営住宅、これは入船にあるのですけれども、それと市営緑住宅、市営稲穂改良住宅、市営稲穂北住宅、こちらを合わせまして 550 戸。総計で 2,810 戸になっております。

○中村（誠吾）委員

この中には、修理が必要な物件もあることで認識はしますが、この全てで 2,810 棟を運営していくわけです。そうすると、やりましたけれども、修理をして入居の応募を行って、退去時まで責任が出てきまして、またどこかで質問もありましたけれども、修理も外壁も、また内装もありましたよね、銭函の何かその湿気の話もありました。

それで、先日、新築の市営若竹住宅 3 号棟を拝見させていただいたのですけれども、部屋の仕切りが可動式だったり、高齢者対策として、火を使わない IH ですね、整備をしていました。私は、これを高く評価したのです。よく言われるのは、小樽に残っている祖父母が、ガスさえ使わないで IH だったら心配しないのに。火を使って危なかったから、ふるさとを離れて戻すと、都会に連れてきたら弱ってしまった、ぼけてしまったと。これよくあるのです。

だから、1 人でも心配ないように IH をやってくれて感心して、ふと思い出したのは、例のテレビ番組の「大改造！！劇的ビフォーアフター」で、あれを好きで見ているのだけれども。

入居する人にとっては配慮されていることは感じたのです。ただ、この延長線上でどんどん利用の向上を図っていけるのか、図るのですかということなのです。どこまでの利便性を追及していけるのか。さらに言うと、少し語弊を招きますが、必要なのか、可動式を全部の市営住宅でやるのかと、そういうことについて疑問に思ったのも事実でした。

それで質問なのですけれども、端的に聞きます。市営若竹住宅 3 号棟地区以外にも、先ほど掲げていたように多くの市営住宅があるのですけれども、これらを全て同等のレベルまで、要するに補修する段階で上げていくということなのですか、これから。

○（建設）大門主幹

今、中村誠吾委員からお話がありましたとおり、市営若竹住宅 3 号棟は建てかえによりまして、新たに新築でできたものでございます。もちろん新築ですから、最新の設備が整備された住宅であるところでございます。

一方、そうしましたら、こういう最新の設備を、既にできている既存の市営住宅にまで上げていくことができるのかという質問でございますけれども、既存の市営住宅は、なかなか新築のものと同じようにレベルを上げていくというのは、確かに財政的な面も含めて、なかなか困難な部分があるのかと考えております。

それで、既存の市営住宅の修繕については、その建てたときの本来の設備機能の維持、さらに、いわゆる修繕も、原状回復を図るといって、そういう形のものになるか、そういう考え方で進めていくというふうに考えていきたいと思っております。

○中村（誠吾）委員

私はぜひいたくとか、ぜひいたくではないとかと言っているのではなくて、間違いなく言っていない。今おっしゃったとおり、本来の機能維持、原状回復という言い方がそうなのだと思います。

それで、以前の建設常任委員会の議論でもあったのですけれども、市営住宅の維持管理計画があります。その中で、これによって補修していくはずなのです。

そうすると、少子高齢化の話をさせていただきましたし、高齢化の話もさせていただきましたけれども、その住宅にですよ、人が少なくなり、家賃である収入が減少している事実にもかかわらず、工事をしていくとのことなのですか。非常に少し強い言い方しているのだけれども。

○（建設）大門主幹

住民が少なくなって、家賃収入も減少していくというそういう中での工事ということでございますけれども、現在の市営住宅は、御案内のとおり昭和 40 年代、50 年代に建てられたものが数多く残っているところでございます。

建てかえというものを、もちろんそういうものに関しては考えていかなければならない状況はあるのですけれども、なかなか予算的にも新築というのには、限界があるかというふうにもやはり考えておりますので、どうしても現行の改善事業の中で進めていかなければならないと考えております。

そうした中で、御指摘がありましたとおり、今後におきましては家賃収入の減少を、人口減に伴います家賃収入の減少も、もちろん予想されるところでございまして、事業の規模の縮小もどうしても出てくるのかというのが確かにあるのですが。何かそういう状況の中でも、もちろん私も事業主体としまして、できる限りの修繕、新築建

てかえというのももちろん進めるのですけれども、既存住宅の修繕、工事も最大限できる限りやっていくという、そういうことで進めていきたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

私は別に公営住宅を壊せと言っているわけではないですから。低廉安価で、文化的で、住みやすい環境を提供しなければならないというその法律の趣旨は知っているのだけれども。まず、よろしくお願ひしたい。

それで、どうもつくったり、維持する側と、そのためのお金と、明らかになってきているのだけれども、住まわっている市民の思いに乖離が出てきてしまっているのはいけないと思っているのです。それで、市営住宅を運営する、マネジメントするということが必要になってくると感じるのですけれども、責任者の建設部長にお聞きすればいいのだけれども、市営住宅を経営しているという意識はありますか。

そして、ある程度は費用がかかってもしょうがないという判断で、やはり行かざるを得ないのかも含めて、非常に申しわけないのですが、素直な意見があればお聞かせ願ひたいのです。

○建設部長

市営住宅の経営の視点なのですけれども、確かに今この市営住宅は特別会計の中で一般会計の繰り入れ、繰り出しの関係の中です。そういった意味では、ある程度その特別会計の中でどういった状況にあるのかという部分は、私も財政課にいましたので、そのときはそういう視点から見えていたところであります。

ただ、一方、この市営住宅の役割と言われますと、やはり今の住宅セーフティネット機能の充実や、福祉施策との連携、そして地域コミュニティ活動の場の提供、災害時の機能の充実、そういうものが今求められてきているのかと考えております。これは、市営住宅が社会情勢の変化とともに、量から質への向上の変化。さらに今お話ししましたけれどもその住宅セーフティネット機能の強化など、そういったものが時代とともにその役割が移り変わってきているとは考えております。

こういうことを踏まえまして、今後の整備については、来年度は公共賃貸住宅長寿命化計画も策定する予定でありますので、そういった中でしっかりその市営住宅の役割も十分認識をしながら、要は今ある既存市営住宅についても、入居の促進を図ることはもちろんですが、必要な管理戸数の把握、そしてしっかり計画を立てながら事業費の平準化を図ると。そういった意味の中で、効率的な整備を進めていきたいと、そういうことが必要ではないかと考えております。

○中村（誠吾）委員

しつこいようなのですけれども、人口が減っていくわけなのです。それで、今回は市営住宅という中で質問、議論をさせていただいたのですが、私たち議員は他の部署も同様だと思っています。先ほど横田委員からも水道の話がありました。水道では、浄水場や下水処理場も変わらないけれども、人口、使用料を払う人は減少していくわけですから、お聞きしていますと。それに、私も予算特別委員会で質問しましたけれども、道路や橋梁も通行する台数が、もしかすると観光の影響もあり、そんなに変わらないのかもしれませんが、小樽市民からの税金は減少するわけですから、これは除雪でも同様です。そして、公園の話、しつこく聞いているのだけれども、公園も同じです。こういうことを賄っていく。維持管理費用はかかってもしょうがないという考えは、もうやめたほうがいいと思っています、私は。

でも、単に何でもかんでも節約するというのは、これは方向性を見間違ってしまう可能性があるのです。担当職員の方、今、大変頑張らせていただいているのですけれども、今あえて私が建設部長に言いましたのは、運営という概念と、責任感を持って一歩、対応してもらいたいと。二律背反するようなことを少し言っているかもしれないけれども、お願ひしたいと思っています。

それで、そこまで言って、また建設部長にお聞きするのですけれども、市営住宅のみではなく、私が今言いました道路や橋梁や公園も含めて、建設行政のトップでいらっしやいます。それで、今言った運営経営の意識を持って、

私が聞いた管理をしていくということについて、どのような認識を持っていますか。

○建設部長

私もまだ昨年来たばかりなので、まだ 2 年間という中では初めての部署でもありまして。ただ、どちらかといいますと、私としてもその建設行政というか、その視点というのはどちらかというときに本当に財政課にいたときの視点しか、正直言ってない状況になっております。

ただ、この 2 年間を見てきますと、やはり今の建設部の所管の業務としましては、道路の整備、維持はもちろんのこと、今お話がありました橋やトンネル、そして公園、除排雪と、そしてあと建築関係の市営住宅もありますし、多岐にわたっております。ただ、この多くの事業が本当に、ともかく事業費が大きいというのが本当に現実なのかと思っております。

ただ、これらは社会基盤の整備を通して、市民の安全・安心を確保し、市民生活や地域を豊かにすることを目的としているというのがまず大前提にあると思っておりますので。ただ、その実現のためには、我々職員がしっかり知識、技術の習得、そして長期的な戦略思考をもって柔軟な発想で業務に取り組む。このことはやはり重要なのかと思っております。また、多くの事業がやはり交付金、そして起債を使っている多額な事業であることから、これはやはり計画的に事業実施をしながら平準化を図ることが必要かと。

実際に、高額な事業については、各部署できちんと計画を立てて、それに沿った形で、事業費が偏らないように、そういうことはやはり常日ごろ意識をしながら、我々は仕事をしているところでありますけれども、そういった意識を今後より一層持ちながら業務に取り組んでいかなければいけないのかと考えております。

○中村（誠吾）委員

願いが一つあります。これは質問ではないです。水道局の説明員の皆さん、建設部の説明員の皆さん、市民がサービスを受けていると感じる行政はどこですか。私は、常日ごろから言っています。9 月 6 日のブラックアウトのときの水道の大変な思い、そして、災害が起きたときの道路や橋梁も考えたとき、住んでいる住宅、市民サービスの市民が目に見えるのは、あなたたちなのです。環境のごみの仲間もそうです。清掃の。そういうことも含めて、どうかこの議論をさせていただきたいと思っています。

◎市営駐車場について

次に、市営駐車場についてお聞きします。

建設部は、物をつくり維持するのが、当たり前のところなのですけれども、今やったとおり。商店街や町会への地域振興を行う、または産業港湾部や生活環境部とタッグを組む行政について今言ったのだけれども、市営駐車場について、おおむねの地区と貸出しをしている区画数の合計の収入を示してください。

○（建設）庶務課長

建設部が管理しています駐車場の地区というか場所と、現在の区画数でございますけれども、まず中心部でございますと、小樽駅前付近に 2 カ所あります。駅横駐車場が 73 区画あります。それと駅前広場駐車場、これが 20 区画あります。また、於古発川沿いに花穂駐車場がありまして、これが上中下、三つ、3 カ所にありまして、それを合わせまして 57 区画。それから、住ノ江会館の隣にあります住ノ江駐車場、これが 12 区画。それから、若竹の高速道路の高架下の若竹駐車場が 48 区画。それから、桜小学校のグラウンドの前にあります桜駐車場、これが 19 区画あります。

これらの駐車場の収入ですが、指定管理者が管理している市の収入分については、管理経費を除いた収益の 2 分の 1 になっておりますけれども、まだ平成 30 年度分が確定してございませんので、平成 29 年度の実績と、あとはその他の駐車場の収入については、3 月の調定額の合計でお答えしますと、約 1,530 万円ぐらいとなります。

○中村（誠吾）委員

今、お話された駐車場の中で、小樽駅前広場駐車場と駅横駐車場は、指定管理者制度による管理運営をしている

はずです。

それでは、ほかの部分、私が知っているのでは、建設部庶務課の職員が契約行為を行っているのだと思いますけれども、間違いはないですか。

○（建設）庶務課長

庶務課では、駐車場の申し込みですとか、あとは駐車料金の収入など管理業務について行ってございます。

○中村（誠吾）委員

では、小樽駅前広場駐車場と駅横駐車場を除いてです。残りの全ての区画が 12 カ月駐車したものを分母 100%として、現在は金額でいうと何%稼働していますか。

○（建設）庶務課長

先ほどお答えしました区画数を全て足すと、全部で 136 区画になります。それらを単純に 12 カ月駐車されると、約 1,450 万円ぐらいになりますので、それを先ほどの調定額で割合を出しますと、約 70%という形になります。

○中村（誠吾）委員

それでは、その中心部にある駐車場を商店街や町会に貸すとか、建設部で直接貸せないのであれば、他部と協力して窓口になってもらうとか、それは費用は無料とはならないでしょうけれども、先ほどの稼働率など勘案して、市には一定の金額が入る方法などを検討することはできないのでしょうか。

そして、これによって、商店街では利用客に使用してもらい、駐車場は中心部では、駐車場不足に対応できることになるのではないかと考えるのです。

さらに、職員の対応の軽減化を図られるのではないですか。大変煩雑ですよ、ここで解約したとか入れるとかかやっている、先ほど言った要件のところも含めて。検討できませんか。

○（建設）庶務課長

先ほどお答えしました稼働率でございますけれども、70%とお答えしましたけれども、中心部にあります駐車場となりますと、花穂駐車場になりますが、こちらの稼働率が結構高くて、80%ぐらいという形になってございます。そういった中で、商店街などの専用利用と考えた場合には、現状では少し難しいのかと思ってございます。

ただ、今後の利用状況に応じて、そういった今、中村誠吾委員から提案があった管理の方法も踏まえて研究したいとは考えてございます。

○中村（誠吾）委員

ぜひ、検討いただきたいと思います。

◎除雪について

では、質問を変えます。除雪についてです。

それで、第 4 回定例会で私、少し厳しく、森井前市長の失敗の話と、これから迫市長としてどう取り組んでいくのかという質問をさせていただいたわけです。皆さんが言っているとおり、ことしは本当にきれいになっている地域が多いと思います。今シーズンは雪が少ないというのはありますけれども、私が先ほど言ったとおり、関係者の皆さんの努力の結果ですので、本当によかったと思っています。

ただ、こうなると皆さんが心配しているとおり、私たちもですよ、市民が心配なのは予算なのです。それで思い出すのは前市長時代の除雪なのですが、私は森井前市長時代の除雪は最悪だったと思っています。

そこで、皆さん実感されたことと思うのですが、唯一、評価するとしたら、お金をさほど使わなかったということなのです、現実として。その方法はどうだったか。とにかく稚拙でした。それで、排雪を抑制しているにもかかわらず、本人は否定する始末です。市民生活に影響を及ぼして、現場に混乱をもたらしたただけなのです、何と言おうと。ただ、財政的には助かったのは事実だったのです。

それで、私は現在の小樽市の財政状況を押さえていくことは必要だと考えています。それで、除雪の満足度と除

雪費用の抑制は、二律背反のテーマなのですがすけれども、取り組んでいかないといけないと考えています。実は、除雪を少し我慢してお金を使わなかったとしたら、可能になる政策が出てくるわけです。今の緊迫した小樽市の財政の中でも。それで、市役所の側は、さまざまな情報があるのはわかっています。

しかし、市民の皆さんは、どうですか、情報として。これくらいなら除雪、排雪を我慢していただいて、小樽市としてこんな施策があればいいなと考える材料は不足しています。市民に伝える。そこなのです。そこで、まず市民と情報を共有する。そして、その根拠となる数字をわかりやすく示すことです。

それで、除雪費用に対する理解を深めてもらう必要があると思っていますのですけれども、市民の方から、こういう部分は自分でやれるからと、除雪の費用は節約してもらってもいいよ。保育所でこういうことが困っているのでしょうとか、子供を預けてもらうのに回してとか、こういう他の政策に回してくれという声が出てくるのが事実なのです。私にも聞こえてきます、これ。それで、こんなふうになるにはどうしたらいいのかと少し前置きが長かったのですが、質問していきたいと思います。

まず、情報の共有なのです、やはり。それで、いろいろと代表質問でも提案してきたのですが、まずホームページだと思いますよね、普通、今。それで、小樽市のホームページを見ていたら、実はトップページから除雪のページに行けないのです。それで、冬で一番関心が高いであろう除雪について、いけないのです、トップページで。除雪とないから。

少しこれは私、問題だと思うのですが、現状どうお考えですか。

○（建設）維持課長

中村誠吾委員の御指摘のとおり、現時点では本市のホームページのトップページから除雪に関する情報は、すぐに見れないというのが実情であります。

除雪については、市民の皆様にとって非常に関心の高い行政サービスだと認識しておりますので、このトップページから除雪の情報をすぐ見ることができないかということで、その仕組みについては担当部署と今後協議させていただきまして、改善を図ってまいりたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

お認めになってありがたいのですがすけれども、もう少し指摘をさせていただくと、まず文字が多い、悪いのだけれども。文字が多い。それと、市民が知りたがっている情報が入っているホームページとして、その文字が多いというのは見たくないというのがあるのと、ほかに、市民との情報共有ということでは、逆にできることがあるのではないかと考えているのです。

我が会派はずっと言っているのです。私もずっと言ってきたのだけれども、例えば、日々の市内の積雪情報、5センチメートル積もっていますとか、現状の除雪費用幾ら使っているのです、実は今、というようなこと。ましてや、除雪を1とすると排雪は6倍以上かかりますとか、そういうことを、事実なのだから、はっきりとお知らせしていけばいいのです。先ほど言ったとおり、市民は協力してくれます。置き雪の話もあるでしょう。そういうことも含めて、よく聞くと、いや、私自分で除雪機でかいて上げているのだと。よく聞きます。ありがたいことだと。

そういうことも含めてリンクさせていきたいと思っているのですけれども、市民に知らせていくという立場ではどうですか。

○（建設）維持課長

除雪に係る情報については、これまでもホームページで除雪ステーションの対象区域ですとか、雪堆積場の開場、それから除排雪作業についての御理解、御協力等をお知らせしているというところではあるのですがすけれども、この他の情報については、他都市の事例などを参考にしながら、議員が例を示されたような本市の気象情報、それから除雪費の予算ですとか、わかりやすい形ということでは、やはりグラフや図を使って訴えかけるような表現が工夫できないかということでは、今後研究していきたいと思っております。

○中村（誠吾）委員

次の質問で言おうと思ったのだけれども、答弁をくれました。

要するに、私たちは何回も聞いているので、もう御存じのことでいくと、青森県青森市がホームページも進んでいて、よく引き合いに出されるのですが、あそこはGPS端末を使っているのです。だから一概に比較はできないのだけれども、今、私が言いたいのは、市民目線のホームページにしましょうということで、今、改良していくということをお答えいただきました。

それで、次に除雪費用に対する、わかりやすい数字のことなのです。そちらのほうがプロなのだけれども。どんな示し方があるのかなと思って考えていました。先ほど言いましたよね、排雪をやると、6倍以上かかると。

そうすると、例えば、これは私が知っている関係者から聞いたのだけれども、除雪費用を累積の積雪量で割ったら、積雪1センチメートル当たりの費用が出ると思うのです、技術的には。そうすると、ここ5年間の推移はこんなものです。積雪1センチメートルで、これだけ小樽市はかけていました、5年間。

そして、この値などを近隣市と比較したらいいのです。札幌市や石狩市や余市町と。1センチメートル当たりの費用は小樽市は決して高くありません。そういうのも市民に知らせればいいのです。小樽市は頑張ってくれているのだ、もう少しそうしたら費用がかかっても仕方ないねとか、ここは何とかならない。小樽はロードヒーティングがかかると。仕方ないよね、余市町と違うのだから。そういうこともはっきり言えばいいのです。

ロードヒーティングがかかります。ですから、雪投げないでください。電気代がかかるからというようなことも含めて、この数字から小樽市としてはどのような分析、どのようなことができると想像していますか。

○（建設）建設事業室片山主幹

除雪費用に対するわかりやすい数字でございませぬけれども、除雪の費用はその年の気象条件、降雪や気温などで、それから人件費、電気料金等で変動をいたします。

中村誠吾委員の御提案のように、他都市との比較により、本市の除雪費がどの程度なのか、わかりやすい数字で市民の皆様様に説明することで、本市の除雪作業について御理解、それから御協力をいただけるのではないかと考えてございます。今後、どのような数字がわかりやすいのか、分析を進めてまいりたいと考えてございます。

○中村（誠吾）委員

最後のお願いの質問のところ、前向きに答えていただきました。

私から最後に皆さんにお話させていただきたいのは、少し理想的なところもある質問になってしまいました。でも、この間、指摘させていただいている森井前市長の失政を踏まえて、3年間を取り戻すための腰を据えた検証と分析、そうして今後の方針をつくり出すチャンスが今、来ているのです。

ですから、そのための努力を我々議員の側も意識してまいりますので、どうか皆さんと一緒に歩いていきますから、今後ともこのような議論の中で確実にできる方法、他都市に習うことも含めて、一緒に歩いていただければと思います。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 54 分

再開 午後 3 時 08 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

◎都市計画道路について

まず、報告を聞いて、何か質問をさせていただきます。

平成 31 年度の既存借上住宅制度について、先ほど報告がありました。先ほどの説明にもありましたけれども、平成 30 年度はゼロ件と大変厳しい状況だったと伺いましたけれども、そのような関係で、関係団体等から要望があったということでした。

それで、確認したいのですけれども、どのような団体なのか、それから団体数、いつ協議したのか、お知らせいただきたいと思います。

○（建設）大門主幹

関係団体、どういう団体かというところでございますけれども、5 団体です、11 月にヒアリングを行いまして、小樽建築技能協同組合、それから北海道宅地建物取引業協会小樽支部、それからアパート業協同組合、それから北海道建築士会小樽支部、それから北海道建築士事務所協会小樽支部。以上、5 団体とヒアリングをさせてもらったところでございます。

その中でいただきました意見としましては、現要件に関しましてなのですけれども、まず、4 戸以上という最低戸数を設置しているのですが、それを緩和していただけないかということと、それから住宅の中でも特に木造住宅なのですけれども、木造住宅について、これが築 10 年以内のものしか応募できないとなっているので、このところを緩和できないかということ。

さらに、面積要件。現在 50 平方メートル以上のものしか応募できないとなっておりますけれども、この面積の要件を緩和いただけないかという、主にその 3 点について、要望があったところでございました。

○高橋（克幸）委員

今後の市営住宅を考える上で、新たな視点ということでスタートされたので、私はこれはいい事だと思っているのですが、ただ、実際にその実態と政策が合っていないのではないかと感じています。

今後の見通しについてはどのように考えているのか、お示してください。

○（建設）大門主幹

今後の見通しでございますけれども、この制度、もともとが平成 29 年度から開始しまして、平成 31 年度までの 3 年間で 30 戸の借り上げ住宅を応募いただくという予定で始めたものでございました。平成 31 年度が当初の予定期間では最後の年、3 年目に当たるところでございます。確かに、今、高橋克幸委員から御指摘ありましたとおり、制度として、なかなか実績が芳しくなくて、うまく機能していないのではないかという、確かにそれも一面では否定できないところでございます。

今後のあり方について考えていることとしましては、この制度自体は平成 29 年度から 3 年間ということで始めて、新年度で終わるといふところなのですけれども、一方で、現在公営住宅、市営住宅の整備計画であります公共賃貸住宅長寿命化計画、こちらもやはり平成 31 年度で終了予定になっております。

そちらも平成 31 年度中に新たな計画を考えていくということになりますので、そうした中で、この現在行っております既存借り上げ住宅、子育て支援住宅です。この子育て支援住宅について、どういうふうに行っていくかということも、その計画の中で検討していければと考えております。

○高橋（克幸）委員

検討の中で、ぜひまた加えてほしいのは、以前から言っていますけれども、新築の借上住宅制度をぜひ検討していただけないかと思います。以前にもお話ししましたが、富山県富山市を含めて、他都市では例が実際ありま

して、効果を上げているところもありますし、まちなかに集中させるという効果もありますので。

費用対効果もありますから、具体的にどういうふうにしていくかというのはこれから検討されると思いますけれども、ぜひ検討の中に加えていただけないかと思いますが、いかがですか。

○（建設）大門主幹

今、新築借り上げ住宅のお話もございました。この子育て支援住宅に関しましてなのですが、既存借り上げ住宅以外に、皆様にこの前現地視察いただきました市営若竹 3 号棟、あちらは市で建てた、いわゆる直営の子育て住宅、6 戸ですけれども、あの中に入っていますが、そういう直営で子育て支援住宅を設置するという、そういうやり方ももちろんあるわけでございます。

さらに、今後におきましても、そういうやり方もまた既存借り上げ住宅とあわせて考えなければならないというのもあるのですが、さらに高橋克幸委員から御提案のありました新築借り上げ住宅ですか、そういうものも含めまして、どういうやり方があるのかというのを、さまざまなものを検討していきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

よろしく申し上げます。

◎地域公共交通網形成計画について

次に、地域公共交通網形成計画です。

先ほども横田委員から質問がありましたので、少し重複するところがありますので、端折って何点か質問します。

私の気になっているのが、やはり第 7 章、同じところですが、88 ページの事業例 4、利用実態に即した交通モードの検討ということであります。私もこの文言が気になっていたのですが、デマンドバスとか、デマンドタクシーと言われないとわからないのです、この文言の内容は。

私は表現として、もう少し工夫したほうがいいのではないかと思いますので、いかがですか。

○（建設）角澤主幹

ただいまの質問、御指摘のとおり、交通モードの検討で、少しわかりづらい部分があるということでございます。これについては、計画が今こちら素案という形で、今後パブリックコメントにかけてまいりますけれども、そういったものも踏まえて、今の高橋克幸委員の御意見も踏まえまして、最終的にもう一度、御意見を収集した形で、5 月をめどに地域公共交通活性化協議会を開催した中で最終的な計画案にしていくという流れがございますので、そういったところに反映していければということで考えてございます。

○高橋（克幸）委員

その点よろしく申し上げます。

2 点目は、施策 2 ということで、先ほども質問がありました点です。補助の関係です。

建設常任委員会で何市か視察をさせていただきましたけれども、やはり感じるのは、公共交通という認識の差なのです。ですから、小樽市が考えているこの公共交通、今までずっと中央バスが中心にやってきたというか、ほとんど 1 社でやってこられていましたけれども、極端に言えば、おんぶにだっこみたいな形をお願いしてきた。ほかの地域に行くと、数社が入っていて、複数の事業者が入っていて、なおかつ厳しいところはもうどんどん撤退していくというような状況もあって、逆に言えば小樽は環境としては恵まれていたのだなと非常に実感しました。

そういうところから見ると、市も手を出していくのだ、一緒にやっていくのだという、そういう前提がないと、この公共交通というのは絵に描いた餅になってしまうだろうと私は思います。なので、わかりやすく他都市の丸印がついていますけれども、ここにやはり丸印がないというのは、やはりおくられていると言わざるを得ないのです。

そういう意味で、やはり前向きにこれは、額は別にして、前向きに検討していくべきではないかと思っておりますけれども、いかがですか。

○（建設）角澤主幹

公的補助に関しましては、先ほどの横田委員への答弁とも重複いたしますけれども、どの時期に導入が可能であるかということについては、現在お示しできない部分でございます。

これについては、ほかにこの計画書の中に掲載してございます事業として、適正な運賃設定の検討ですとか、路線ルートの見直し、こういったものも検討を進めてまいりますので、そういった施策を各種いろいろ総合的に検討していく中で、こういった他都市の事例も参考にしながら検討は早い時期から進めていければと考えております。

○高橋（克幸）委員

先ほども十分ありましたので、よろしく申し上げます。

3点目は、次のページの施策3です。公共交通を守り、育てる市民意識の啓発の実施。これは非常に私、大事な視点だと思います。

以前に、報道番組でやっていましたけれども、道内では、たしか空知のほうだったと思いますけれども、もうどんどんバスを利用する方が減ってしまって路線が廃止になるのではないかと、そこから運動が始まったのですが、できる限りバスを利用しよう。それは今、実態がどうなっているのか、経営状態はどうなっているのか、そういうことも含めて皆さんに周知をした、啓発をしたという、そういうのが報道されていました。

小樽市の場合は、議会で市民と語る会をやったときにも必ずふれあいバスを通じて、バスの話になります。そのときに、実際に平成 23 年か 24 年でしたでしょうか、中央バスの経営状況で、小樽市の収支は赤字になったと、それ以降ずっと赤字なのだと、そういうお話もさせてもらいましたけれども、市民の皆さんはわからないのです、え、という形で。

バス事業者としては、中央バスは全体にやっていますから、全体黒字なので小樽の赤字を吸収できているという状況ですけれども、啓発そして周知も含めて、市民の皆さんと一緒に考えていく、公共交通を考えていくという、そういう観点に、もっと具体的に立つべきではないかと思うので、このやり方をもう少し工夫してほしいと思うのですが、いかがですか。

○（建設）角澤主幹

実際の市内のバス事業にかかわる運行の状況、そういったものは市民の皆様にもお伝えしていかなければ、今後持続可能な公共交通はもう保っていけないということを実感してございます。

この施策3の中で、事業例、五つほど挙げてございますが、これをどの形で実施していけるかということは、いろいろと予算面ですとか、関係者との調整がございまして、この辺も踏まえて地域公共交通活性化協議会での議論を、協議してから進めていくという形になっていますので、この方法について、今、具体的に方向をこのようにやるという形でお示しすることは、今のところではできない形にはなっています。

あと、周知という部分については、今回、素案でパブリックコメントをかける際に、広報からの形で、広報おたるで掲載していく部分でございますので、そのこの部分の皆さんへの周知の中で、実際の経営が厳しい状況にあるということなども踏まえた形で文書を表現しまして、できる限りそういった実態を皆さんにお伝えしていくような、そういった形でも検討してまいりたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

お願いします。

◎上下水道ビジョンについて

次に、上下水道ビジョンについて、私も何点か質問をさせていただきたいと思います。先ほども出ましたので、なるべくかぶらないように。

27 ページ、第 3 章です。経営方針実現のための施策が一覧で載っております。きのうも少し見ていたのですが、現在のビジョン、これも第 3 章は同じような内容が載っているわけです。見比べると、やはり少し違いが出てきて

いるのですが、この第 2 次のビジョンでどのようなものを追加したのか、なぜ追加されたのか、説明をお願いします。

○（水道）主幹

追加された部分でございますが、1 項目めは経営方針「4 経営基盤の強化」、具体的施策「（2）人材の育成と技術の継承」、実現方策「②協働の推進」です。これは、人口減少に伴い収益が下がる中、さらなる経営の効率化が求められておまして、官だけでは上下水道を守っていくことが難しいことから、今後はより一層民間との協働の推進について検討が必要であると考えているところでございます。

2 項目めは、経営方針「5 お客様の視点に立った事業経営」、具体的施策「（2）料金システムの充実」、実現方策「①わかりやすい料金体系の研究」です。これは、前回料金改定から 20 年以上経過している中、当時と社会的背景も変わっていることから料金体系についての研究が必要であると考えているところでございます。

3 項目めは、経営方針「8 広域連携の推進」、具体的施策「（1）近隣自治体との連携」、実現方策「①連携による組織力の強化」と、4 項目め、「②災害時などにおける連携の推進」です。これは国からも求められておりますが、将来にわたって上下水道事業が安定して持続できるよう、近隣自治体との連携の可能性について幅広く検討が必要であると考えております。

以上 4 項目でございます。

○高橋（克幸）委員

それで、今回の草案、上下水道ビジョンの草案を見させていただきましたけれども、肝心の財務関係、それから経営戦略がまるっきり飛ばされています。ですから、一番質問をしたいところがないのです、今回のビジョンは。

だから、少し出すのが早かったのか、この試算がなかなか間に合わなかったのか、どういう状況だったのか少し説明をお願いします。

○（水道）総務課長

今回、草案としてお示しした中で、経営戦略、財務関係のことが入っていないといったようなことについてでございますが、一応当初の予定どおりでございます。上下水道ビジョンにつきましては、大きく今回お示しさせていただきました経営の理念、それからの個別具体の施策、それから実現方策といった考え方といったような柱の一つ持っているといったようなものと、あわせて総務省から策定要請がございます経営戦略といったようなものの位置づけというの、あわせて策定するというので進めてきております。

やはり財務関係につきましては、現在、長期的収支のシミュレーションを行っているところでございまして、それには当初から時間を要するといった見込みもございましたことから、草案という形で財政計画と、それからそれに付随する料金の関係のことを除いた状態で、まず一度、私どもの上下水道経営懇話会という有識者の方に参加いただいている会議ですとか建設常任委員会の皆様にお示しさせていただいて、考え方といったような部分について、まず第 1 弾、御意見をいただきたいというのが今回の段階でございまして、次のとき、経営戦略、それから収支計画を含めたものを、めどとしましては第 2 回定例会のときにお示しさせていただいて、草案という形で出して、それがパブリックコメントに出す基本形というような形で出すといったようなことの段階で考えております。

○高橋（克幸）委員

もう少し聞きたいのですが、要するに経営戦略の中で、要は収入は、先ほども議論で出ていましたけれども、人口が減っていく、人口規模が減っていくと当然収入も下がっていく、維持管理はしなければならない、当然耐震化もやらなければならない、それなりの経費がかかる。できるだけ経費は圧縮していくという、大まかに言うとうそう項目になろうかと思うのです。要は、入りの部分と出の部分と、その出をどう使うかという、そういう考え方になるのですが。

このビジョンを策定するに当たって、では、一定程度のシミュレーションする前の試算みたいなものをどの辺に

置くのかというのが非常に大事な視点になってくると思うのです。当然、入りは減っていくわけですから、出をどんどん大きくするわけにはいかないで、一定程度、先ほど出ていた平準化というのは当然考え方としてあるわけですけれども、本当は具体的な数字でやりとりしないと、こういう財務の話というのはぼけてしまって具体的な話にはならないのですけれども、今ないわけですから、考え方だけでも出せるものがもしあれば、こういう考え方で今シミュレーションしているのだと、こういうところを考えているのだというのがあればお示しをいただきたいと思います。

○（水道）総務課長

上下水道ビジョンの収支計画、その進捗状況、それから現在具体的な作業としてどのようなことを行っているかということについて、若干御説明させていただきたいと思います。

現在、繰り返しそのシミュレーションを行っているところなのですが、作業内容といたしましては、まず更新計画、どの年度にどういう工事を行うかという更新計画をまず一つつくりまして、それに基づいて各年度幾ら投資をしていくかといったようなことを固め、それによりまして企業債、借金を、その投資をするに当たって幾ら借り入れるかといったようなこと。あわせて企業債の借り入れを何年間で借り入れるか、どのぐらいの利率を見込むかといったような条件を検討し、その支出、投資に伴う財源を固めていきます。

設備や機器をそれによって投資していくことになるのですが、その更新する年度を何年度にするかといったようなことをはめたものに合わせて、定期的に保守点検を行っておりますメンテナンス、維持補修、そういったものをどのように置いていくか。更新すればメンテナンスはかからなくなるし、長寿命化といいますか、延命させるためには維持補修の手をかけていかなければならないといったようなものを次にはめていきます。そのところで資産関係というところは一定程度はまっています。

先ほど高橋克幸委員からのお話ありがとうございました、収益の面では人口減少によって今後どういったような規模、例えば私どもの水道料金でいえば基本料金。基本料金というのは世帯の数によりますし、従量料金といいますか、超過料金につきましては人口によって変わっていくと、そういったようなものも分けて考えていきまして、今後この先、家事用、業務用、それぞれがどう変わっていくかというのは見込みも立てていきます。

最終的に、それらを組み合わせて資金、いつも申し上げておりますいわゆる運転資金をこの先どう持っていくかといったような算定を行っているというのが具体的な作業内容となっております。

組み合わせは、今申し上げましたように、幾通りもありますので、例えば投資の額が少し多いので1カ所そこを落として先送りする、そういうふうになりますと企業債を含めた財源ですとか利息も変わっていくというほか、メンテナンスの時期も変わるといったようなことで、維持補修費も変わるといったような形になってまいります。

最終的には、この10年間の中でどのような形がよいのか、幾つかのパターンをつくっていく中で、繰り返しトライアルをして、先ほど申し上げました第2回定例会での草案を外部に公表していくというのに向けて内部で現在検討を重ねているという状況でございます。

○高橋（克幸）委員

具体的な数字がないので、これ以上はやりませんけれども、早目に提出をお願いしたいと思います。

それでは、中身を何点か確認させていただきますけれども、42 ページ、43 ページですが、災害に強い水道の構築と。

先ほども質問が出ていましたけれども、私が確認したいのは、真ん中の実現方策の中段にあります、「耐震化工事をバランスよく実行します」という文章があります。これはどういう内容なのか、もう少し詳しく説明をお願いします。

○（水道）浄水センター所長

ただいま御質問のありました42ページのバランスよく実行するということにつきましてでございますが、現状、

老朽化施設の更新工事の中で耐震化という工事は行っております。そういった中で、老朽化施設については維持管理工事も行っております中で、その中で耐震化工事というものをにらんでいきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

よくわからないのだけれども、耐震化工事をバランスよくというのは、どういうことなのかというのを説明してほしいのですけれども。

○（水道）浄水センター所長

老朽化施設の更新というのは、水道局の中、結構、老朽化施設はございまして、その更新時期とあわせて考えるときに耐震化工事をどの時点で行うか、耐震化工事を進めた中で延命化を踏るとか、そういったものもコスト的なバランスといいたいでしょうか、そういったものをにらんでいきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

要は、予算面、財務に合わせてコストを中心にバランスよくという意味なのですか。

○（水道）浄水センター所長

コスト面と、また施設の延命化ということがございますが、今後、今の施設規模が必要かどうかということもございまして。そういったものをトータルに合わせて、バランスよく実施していきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

余りやるとどつぼにはまるのでやめますけれども、もう少しわかりやすく説明してもらえるとと思います。

もう 1 点、その下にありますけれども、市民参加型の応急給水訓練とあります。

私は、これは非常に大事だと思います。どんな訓練でもそうですけれども、訓練以上のことは実際の場合にはできません。やったことのないものは、急にはできないわけです。

最近のこの災害の多い中で、非常に市民の皆さんも意識はあるのですけれども、実際にやったことがない、参加をしたことがないとなると、なかなかそこが認識とリンクしないと思っていますので、できるだけこういう機会を設けていただきたいと思っていますが、いかがでしょうか。

○（水道）浄水センター所長

応急給水訓練の実施でございますが、これにつきましては、ただいま総合防災訓練の中で実施をしておりますが、高橋克幸委員の御指摘のように昨年のブラックアウトでの危機管理的な意識を持ちまして、市民の方、町会等の皆様にこの訓練に参加してもらいまして、訓練を充実していきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

よろしく申し上げます。

次に 43 ページですが、これも実現方策の中段以降ですけれども、弱点となり得るものは補完し、余力の持てそうな施設はバックアップ機能として活用できるかというふうになっているのですが、これはもうそれぞれ把握はされているのでしょうか。

○（水道）浄水センター所長

今御指摘にありました弱点となり得るものとはいう、先にお答えいたしたいのですが、これにつきましては、災害時、非常時の場合ということで、特に昨年の 9 月の北海道胆振東部地震におけるブラックアウトにありましたような電力の確保というものを非常に大事だと考えております。

また、全てを今、現時点で各施設については、これ以外については特に把握はしておりませんが、今の状況では特に電力の確保というものを考えております。

○高橋（克幸）委員

取り組み項目、下に書いてありますけれども、各系統、施設ごとの特徴を抽出、位置づけの明確化と、要はこのことなのですね。これはいつぐらいまでに全部把握するというか、整理しようと考えていますか。

○（水道）次長

ここで言っていることは、要は配水池、市内にたくさんあるのですけれども、将来的には配水池の統合ですとか、浄水場の統合ですとか、少し大きな問題を将来的には考えてはいるのですけれども、まず今の水需要が 10 年後どうなるのかというのを見通した中で。この 10 年ではそんなにはっきりとは今考えてはいるのですけれども、この辺であれば統合できるかというような、そのぐらいのイメージを予定しているところなのですけれども。この 10 年でこの配水池とこの配水池を一緒にして一つにしようというところまでは、少し難しいのかという気はしています。

○高橋（克幸）委員

かみ合っていないのだけれども、わかりました。まずいいです。

それで、災害に強いという、こういう言葉がやはり出てきたというのは、新しいビジョンの大きな変化の一つかと思えます。

下水道も確認しようと思いましたが、少し時間の関係でやめますが、今後、いろいろな確認作業をされると思いますので、いずれにしても結構な分量の資料ですので、できる限り早目に議会には提出をお願いしたいと思います。

◎色内ふ頭の護岸老朽化対策について

質問を変えます。色内ふ頭の護岸老朽化対策についてです。

これは水道局だけではなくて、ほかの部もかかわるといふふうに伺いました。水道局と産業港湾部の両方です。

説明を伺いましたけれども、確認したいのは 1 点あります。それは今後のスケジュール、平成 31 年度のスケジュールを、いつごろ入札を考えているのか、入札方法はどのようなふう考えているのか。

それから、平成 31 年度に行う予定の工事の内容を、もしわかっていたら説明をお願いします。

○（水道）整備推進課長

色内ふ頭老朽化対策についての来年度の予定ということですが、工事の入札時期につきましては、5 月下旬から 6 月を予定しております。

次に、入札方法になりますけれども、入札方法につきましては、今後、工事内容や規模などを考慮いたしまして、水道局内の建設工事委員会で検討してまいりたいと考えております。

次に、工事内容になりますけれども、工事内容といたしましては、水道局所有の部分になりますけれども、南側護岸の全体で欠損部の補修、あと防食を予定しております、陸上部分で約 30 メートルの鋼管矢板設置、地盤改良を予定しております。

○高橋（克幸）委員

もう少し具体的になったらまた示していただきたいと思えます。

◎空き家対策について

それでは、報告が終わりまして、次に空き家対策について伺います。

大変重要な問題なので、各市もそれぞれ計画をつくって始めているわけですが、小樽市として平成 30 年度の空き家対策の実施状況について、概略で結構です、示していただきたいと思えます。

○（建設）山岸主幹

平成 30 年度の空き家対策ということでございますが、まず、危険な空き家に対する対策ということで、法に基づく特定空き家というものを昨年度認定いたしまして、その認定した 32 件のうち 17 件に対しまして法に基づく助言、指導を行っております。それ以外の空き家対策につきましては啓発関係が重要だと思っております、啓発関係を主に行っております、広報おたる 5 月号への文書の掲載、それから毎年度 4 月に固定資産税の納税通知書がありますが、それに空き家対策に関しての文書の封入を行いました。

それと、あと、まち育てふれあいトークメニューに空き家対策を載せていただきまして、今年度 2 件のまち育て

ふれあいトークがあったということでございます。

○高橋（克幸）委員

17 件の助言、指導があったということでしたけれども、これは解決に向けて進んでいるという、そういう捉え方でいいのでしょうか。

○（建設）山岸主幹

17 件に対しまして、文書を送付して指導を行ったところ、3 件につきましては改善されております。残りの 14 件はまだ指導を続けていかなければならないと思っております。

また、32 件中 17 件と答弁しましたが、残りの 15 件のうち、改善をしたいという申し出が 3 件あって、実際に 1 件改善しております。

また、残りの 12 件につきましては、相続人が不存在であったり、企業が倒産したため指導ができないもの、これが 6 件です。それと相続人が多数なため調査が少し複雑化して、まだ指導等ができていないというところが 6 件あるというところでございます。

○高橋（克幸）委員

それで、市の助言、勧告と進んでいくわけですが、勧告に至るようなケースというのは、今年度あり得る予定ですか。

○（建設）山岸主幹

空き家の個々の状態により変わりますが、勧告にいきますと、その後の措置であります命令、行政代執行という道筋ができてしまいまして、後戻りできないところになってしまいます。それで、今の認定している空き家の状態、確かに危険ではありますけれども、指導の中で改善を図りたいと思っております。まだ即座に倒壊等で通行人に大きな危険があるかという、今のところはまだないと認識しておりますので、勧告に今年度は移行というふうには思っておりません。

○高橋（克幸）委員

それで、非常に危険だと思うのは、やはり冬なのです。空き家からの落雪はことし多かったと伺っています。

今冬の落雪で、空き家からの落雪、消防からも伺いましたが、かなり多発したと伺いましたが、これは原課では押さえていますでしょうか。

○（建設）山岸主幹

今年度の空き家の雪に関する相談というのが、今年度といたしますか、4 月からになりますので、昨年 4 月からです。少し前年度の分も入っているのですが、相談件数は 86 件ありました。毎年度ですと大体 60 件、70 件弱ですので、まだあと一月ぐらいの中では多いかというふうに思っております。

それで、そのうちの落雪に関するもの、これが 48 件ありました。特に、暖気となりました 2 月 18 日以降の空き家からの落雪は 38 件ありまして、その中で消防が出動したケース、これが 10 件ありまして、また、その中で市道に直接落雪があり、通行障害が起きたために除雪をお願いしたケース、これが 4 件ありました。

○高橋（克幸）委員

私は、以前からお話ししてはいますが、空き家から市道、もしくは道路を塞ぐような、そういう落雪事故は毎年起きています。人身事故がないからいいようなもので、道路を塞ぐだけでも大変なのです。バス路線はもうバスがストップしますから、車の通行もだめになるし、そういうことも考えると、指導、助言だけで本当にいいのだろうか、一定程度の強制力を持ったやり方も、危険な場所については、通学路だったり、それから人が通るところであれば、もう少し踏み込んで考えてもいいのではないかなと思うのですが、これはいかがですか。

○（建設）山岸主幹

過去から相談があって、通学路ですとか、また市道、バス路線とかに面している空き家につきましては、もう所

有者がわかっているものもありますので、落雪等に対してのその改善というのを指導して行ってきていますけれども、実体的になかなか対応されないという場合もあります。その場合、我々のほうで落雪のパトロールとか注意喚起の看板の設置ということで対応しているのですけれども。

それで、空き家への法的措置を強めれば、その落雪に関してどんどん少なくなっていくかということ、把握しているものについては、それで恐らくある程度の効果が上がる可能性もあるというのは否定できません。ただ、ことしの落雪の状況を見ても、我々が把握しているもの以外のところで結構落雪がありました。先ほど言った市道を埋めたものとかということもかなりの数が、我々が把握していないものでした。

その原因が、昨シーズンまでは住んでいたと、今シーズンその所有者が亡くなった、もしくは施設に入所して、違うところにはいらっしやるのだけれども空き家状態になったと。その場合、やはり住んでいると建物からの熱が上に上がっていきまして、屋根の積雪が薄くなって落ちるのです。ただ、空き家状態になってしまうと、その熱で解けないものですから、屋根の積雪がどんどんふえて、それが一気に落ちてしまうということでした。その場合は、我々でも空き家状態になっているかどうかというのは、市内全域でなかなか把握できることはありません。

その対策はどうしたらいいのかということにつきましては、やはり空き家の所有者だけではなくて、空き家になる可能性の予備軍の方にも管理意識の啓発というのが重要だと思っております。それで、先ほど平成 30 年度の実績という答弁をさせていただきましたけれども、いろいろな形での啓発、広報おたる、それから非常に効果があったのが固定資産税の納税通知書への啓發文書の封入です。これは市外の方、市外の所有者の方に対して啓発する絶好の機会でございます。それで、中には、所有者への管理責任と何かあった場合の損害賠償が伴いますということで、若干おどし的な表現もして、やはり管理はしっかりしてくださいというのが重要です。

です。市内にいる高齢者の方々が単身、あるいは老夫婦だけで住んでいて、いなくなってしまったケースというのもそういう文書を見ることによって、注意しなければならぬと思っております。事前に対策を打っていただければと思っております。

○高橋（克幸）委員

そうです。今答弁されたように、周知、啓発が非常に大事というふうに思います。

窓口が一本化になりましたので、逆に言えば相談窓口として、気軽に、どうぞ質問もしくは相談してくださいと、空き家になりそうだったら相談してくださいぐらいの、少し踏み込んで、そういうわかりやすいものを入れたホームページや啓發文書を、もしくはそういう啓発方法を考えてやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）山岸主幹

高橋克幸委員の御指摘のとおりだと思いますので、わかりやすい表現での啓発の方法というのを検討していきたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

◎市営梅ヶ枝住宅、市営真栄改良住宅について

最後になりますけれども、市営住宅の市営梅ヶ枝住宅、市営真栄改良住宅についてです。

以前も公共賃貸住宅長寿命化計画のときに質問させていただきましたけれども、これから公共賃貸住宅長寿命化計画を立てることなので、具体化はまだされていないかもしれませんが、今後の考え方について伺います。

まず、市営真栄改良住宅は、以前にも指摘しましたが、非常に権利関係もあって難しい住宅だと思っておりますけれども、今後の考え方としてはどのように考えているのか、お知らせください。

○（建設）建築住宅課長

まず、市営真栄改良住宅についてですけれども、公共賃貸住宅長寿命化計画はこれから策定しますので今決定はしていませんが、今度の計画期間である平成 32 年度から平成 41 年度の間では、建てかえる住宅の候補に挙がると

思われます。

○高橋（克幸）委員

もう 1 点、用途廃止のところでは、市営梅ヶ枝住宅もそうですし、市営桂岡住宅、市営花園共同住宅もそうなのですけども、それぞれの住宅にお住まいの方々は、自分の住んでいる市営住宅が用途廃止になるというのは御存じなのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

今お住まいの方が自分の市営住宅が用途廃止になるかは、知らないはずで。

○高橋（克幸）委員

これは、公共賃貸住宅長寿命化計画のときに出てくるから、今はお知らせしていないということなのですね。

それで、いずれも大変古い住宅です。それで、市営梅ヶ枝住宅も先月、少し行く機会があって管理人とお話したのですが、相当老朽化していて、住むのが大変だというような感じがします。

それで、これは具体的に公共住宅長寿命化計画ができて、用途廃止と決まった場合には、いつごろ住民の方々に説明をするのでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

今、この市営梅ヶ枝住宅も確かに今度の公共賃貸住宅長寿命化計画の中では、用途廃止の候補に挙がると思われまます。ただし、いつ用途廃止するか、その時期と、住民に知らせる時期もまだ決めていない状況です。

○高橋（克幸）委員

答えづらいかもかもしれませんが、要するに今後の大まかなスケジュールというものがわからないと、住民の方々もいきなり出ていってくれと言われても、そういうことはしないと思いますけれども、準備もあるでしょうし、今住んでいる方々は住みかえという、そういう方法もあるわけで、その辺の基本的な考え方を説明してください。

○（建設）建築住宅課長

今度の公共賃貸住宅長寿命化計画は、現存する全ての市営住宅について、重要性ですとか、立地条件、経過年数、改善の必要性とかを考えて、それから市営住宅の必要な管理戸数、それから事業費、それらを勘案して決めますので、少し全体的なスケジュールというのは、30 年の構想期間として、そういうスケジュールを立てるということでございます。

○高橋（克幸）委員

私はそういうことを聞いたのではなくて、今住んでいる方々が、要するに市として住みかえを、市営オタモイ住宅もそうでした、市営オタモイ住宅も、平家のブロック住宅から住みかえで、築港の近くへ行ったり、新しい市営オタモイ住宅の 3 階建て、4 階建てのほうに移ったりというのがありました。

ですから、優先的に今の住んでいる方々というのは、住みかえの方法をとられると思うのですが、その件についていかがですか。

○（建設）建築住宅課長

高橋克幸委員のおっしゃるとおりでございます。

○高橋（克幸）委員

終わりますけれども、公共賃貸住宅長寿命化計画ができる前の話なので答えづらい点が多いかと思うのですが、ただ、用途廃止予定のこの各市営住宅が、先ほども言いましたが、相当古いし、使い勝手も悪い状況ですし、防水も切れているところも結構あるようです。

ですから、そういうことを考えると、雨漏りがする、漏電の危険性はあるとなると、早目にやはり考えてあげないと、住んでいる住環境が非常に悪くなるので、その辺は全体的に把握するのは当然ですし、わかりますけれども、住んでいる方々の視点に立って、その辺は早く、わかりやすいように計画をしてほしいと思いますので、よろしく

お願いします。答弁は要りません。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○川畑委員

◎市道関係事業について

まず、市道関係事業についてお伺いします。

予算説明書、厚いものをもらっているのですけれども、この中でも市道関係事業費についてどんな事業項目があるのか、主な工事事業を示していただきたいと思います。

○（建設）建設課長

市道関係事業費の事業項目、事業名につきましては、主なものといたしましては臨時市道整備事業、ロードヒーティング更新事業、橋りょう長寿命化事業、道路ストック更新事業、市道整備事業、道路橋りょう維持費などがございます。

事業内容といたしましては、臨時市道整備事業は、老朽化路線の更新や溢水対策などを行う事業。

ロードヒーティングの更新事業は、既存のロードヒーティングの老朽化や故障に対応するため、計画的に更新を行う事業。

橋りょう長寿命化事業は、本市が管理している橋梁は全部で 137 橋あるのですけれども、これらのうち老朽化が進んでいる橋梁を修繕する事業。

道路ストック更新事業は、老朽化が進んでいる道路照明やトンネル、あと擁壁などの道路施設の更新や補修を行う事業。

市道整備事業は、舗装業者に民間委託して市道の補修を行う事業。

道路橋りょう維持費は、側溝補修や、あと排水施設のしゅんせつ、あと路面清掃など舗装以外の道路施設の維持管理を行う事業でございます。

○川畑委員

要するに六つの主な事業があるということですね。

それで、橋りょう長寿命化事業と道路ストック更新事業が私の調べた中では、平成 27 年から新たに計上されているのですけれども、その理由について説明していただきたい。

○（建設）建設課長

橋梁やトンネル、擁壁などの道路施設につきましては、平成 21 年に国が定めた社会資本整備重点計画、この計画の背景といたしましては、昭和 30 年代の高度成長期に建設された多くの道路構造物について、一般的な耐用年数である 50 年を迎えるに当たり、計画的、継続的に修繕などを進めるために策定された計画なのですけれども、本市におきましても、平成 23 年、24 年度にこれら道路施設の点検を行い、平成 25 年、平成 26 年に橋梁長寿命化修繕計画、道路ストック修繕更新計画を策定後、平成 27 年度より事業を開始したものでございます。

○川畑委員

それで、橋りょう長寿命化事業は、平成 27 年度以降、約 3 億円増加しているわけで 4 億 1,900 万円に達しているわけですね。そしてまた、道路橋りょう維持費は毎年 1 億 5,000 万円をキープしているのですが、市道関係事業の中で多額を占めているのですけれども、その辺を説明していただけますか。

○（建設）建設課長

まず私から、橋りょう長寿命化事業について説明いたします。

橋りょう長寿命化事業の事業費が増大している最も大きな理由といたしましては、本市で管理している 137 橋の橋梁のうち、最も延長の長い、延長 406 メートルの銭函高架橋梁があるのですが、位置的には国道 337 号から国道 5 号の上空を横断して、銭函インターチェンジのほうへ向かう橋梁でございますけれども、現在この橋の修繕や耐震化の事業を行っているため事業費が多額になっているものでございます。

○（建設）維持課長

道路橋りょう維持費につきましては、毎年夏の維持に関して、市民の皆様から寄せられている要望というのが約 3,000 件あるのですが、このうち側溝の升の補修ですとか清掃、それから路面清掃や草刈りなど、このうちの約 8 割、2,400 件に当たる要望に対しまして、一つ一つ対応を考えながら改修していかなければならないということですので、少なくとも毎年約 1 億 5,000 万円の予算を確保していくべきと考えております。

○川畑委員

全ての項目は、市民生活に密着しているのだらうと思います。市道整備事業と臨時市道整備事業は、主にやはり地元の中小企業が業務を担っていると私は思うのですが、平成 25 年度から推移を調べたところ、平成 25 年度と 31 年度の予算額を比較すると 5,000 万円減額されているのです。

そしてまた、市道舗装整備を舗装業者に委託している市道整備事業も平成 25 年度対比で 1,500 万円減少しています。特に平成 27 年度から大幅に減少しているのですが、この理由もあわせて説明願います。

○（建設）建設課長

市道整備事業と臨時市道整備事業の二つの事業が平成 27 年度より減少した理由につきましては、先ほどの質問にもありました橋りょう長寿命化事業と道路ストック更新事業の二つの事業を平成 27 年度より開始したため、道路関係事業費全体としては逆に事業費が膨らんだためというものが大きな理由でございます。

○川畑委員

確かに、平成 27 年度からは臨時市道整備事業も市道整備事業も大幅に減額になっています。

それで、市道整備事業と臨時市道整備事業というのは、平成 27 年度以降は、ほぼ同額になっています。例えば臨時市道整備事業であれば平成 27 年度が 3 億 6,800 万円、そして平成 31 年度が 3 億 5,000 万円と、そういう状況にあります。

それで、臨時市道整備事業では、平成 30 年度が 24 件で、新規路線が 17 カ所、継続 7 件でありました。平成 31 年度 23 件のうちの新規路線が 13 件、継続が 10 件あります。

市民からの要望が減少しているということなのかどうか、その辺を説明してください。

○（建設）建設課長

確かに川畑委員のおっしゃるとおり、新規路線につきましては、平成 30 年度の 17 件から平成 31 年度の 13 件と数字だけを見れば減っておりますが、これは市民からの要望が減少しているというのではなくて、例えば路線によっては整備延長の短い路線は単年で終わるものもありますし、整備延長が長いものであれば 5 年以上かかるものもあるものですから、たまたま 30 年度につきましては前年度に完了した路線が多かったため、最近数年における新規路線と継続路線の割合を見ますと、大体 31 年度と似たような傾向ではありますけれども、実際の市民からの整備件数要望といたしましては、多い年もあれば少ない年もあるのですが、大体年平均で五、六件程度でございます。

○川畑委員

私が聞いているのは、臨時市道整備事業は市民生活に密着したという、先ほど答弁しておられたのですが、そういった流れも課題なので、何とか、この金額を少しでももとに戻すというか、ふやしてほしいという願いがあります。可能であれば、その辺を今後検討してもらいたいと思います。これは、答弁要りません。

それで、市道整備事業では市道の補修など事業者へ委託していると伺いましたけれども、幾つかの事業所に委託をしているのか、市内全体をどのような形で分けているのか、示してくれますか。

○（建設）維持課長

今、市道整備事業につきましては、道路の円滑な交通を確保するために道路上に生じた舗装の穴ですとか、亀裂等を舗装材で補修するものであります。

平成 30 年度は、結果として 3 事業者に委託することになりました。

また、委託の考えにつきましては、市内はかなり横に長い地形になっておりますので、迅速な舗装、保守を対応するために、市内を 5 地区に分割して業務を発注している、そういう状況であります。

○川畑委員

以前が 3 カ所でしたか、3 カ所でしたね。今度の平成 31 年度から 5 カ所にしたいということ、事業所にしたいということなのですか。

○（建設）維持課長

以前は 3 地区ということでやっていたのですけれども、平成 30 年度から 5 地区で迅速な対応をしたいということで始めたところであります。

○川畑委員

これも、私も議員をやっていますと舗装が傷んだとか、剥がれたとか、そういう話がどんどん来るので、こちらに来る前にそこで対応してもらおうと、すごく助かります。よろしくお願ひしたいと思います。

それで、この市道関係の事業については、ロードヒーティング更新事業というのが計画的に更新を進められていると思うのです。昨年は、西通線ほか 1 路線を計画しているということで予算書には書いてありました。ことしは引き続き西通線と入船南線、長橋線を計画しているということで、予算額も毎年増加しています。

増加傾向にあるようですが、計画的に更新を進めると思うのですけれども、今後のロードヒーティング更新の計画がどのようにやっているのか、もしわかれば説明していただけますか。

○（建設）建設課長

現在市内には、232 カ所のロードヒーティングがございますが、そのうち供用開始後 15 年を経過したものや、あとバス路線や交通量の多い路線、あと縦断勾配が 15%以上の路線など、27 カ所の重要路線を対象に平成 21 年度から 31 年度までの期間でロードヒーティングの更新計画というものを策定して、計画的に、予防保全的に事業を行っているところでございます。

なお、27 カ所以外につきましては、例えば電気の絶縁抵抗値が低下するなど故障の前兆が見られた場合に、その都度補修、修繕を行っているものでございますけれども、現在の計画は 31 年度までの計画なものですから、32 年度以降の計画策定につきましては、単純に絞って 27 カ所というものではなく、もっと広げて対象のロードヒーティングをもっと多くした中での長寿命化計画的なものをつくっていきたいと思っております。

○川畑委員

ロードヒーティングも市民生活にはかかせないところなので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

◎既存借上住宅制度について

それでは、次に既存借上住宅制度について質問します。

これは、いろいろと質問されているのですが、まず私の聞きたいのは、平成 29 年度から 31 年度まで予算を組んでいますけれども、29 年度から 30 年度の決算状況を少し説明してもらえませんか。

○（建設）大門主幹

平成 29 年度と 30 年度の決算の数字でございます。

まず 29 年度なのですけれども、事業費としましては 137 万 5,200 円、その財源の内訳としましては、国庫補助金として 36 万 4,000 円、それから住宅使用料としまして 40 万 1,200 円、それから小樽市の負担額、いわゆる持ち出し、それが 61 万円となっております。

それから 30 年度の決算の数字なのですけれども、事業費としましては 266 万 4,000 円、内訳としまして国庫補助金が 87 万 3,000 円、住宅使用料が 91 万 4,400 円、それから市の負担額が 87 万 6,000 円となっております。

○川畑委員

当初の予算よりも、実際にはできなかった面があるので、これはこういう決算結果になっているのだと思います。

それで、私が聞きたいのは、当初これは平成 29 年度から始まったのですけれども、借り上げ住宅の条件がいろいろありました。今回は予算特別委員会でもいろいろな質問がされていて、答弁で出ているのは借り上げ期間が、木造は 20 年を 15 年にしたと、築後年数を 10 年を 15 年にしたというのが主な一つでした。それから、借り上げの単位が 1 棟または範囲が 4 戸以上が 3 戸以上に変わったという、それが主なところだと思います。

それで、3 年間でいけば 30 戸の計画になるわけですけれども、これは実際に実現が可能なのでしょうか、30 戸というのは。

○（建設）大門主幹

3 年間で 30 戸という予定でございます。こちらにつきましては、これまでの 2 年間で、御案内のとおり 4 戸しかまだ応募、入居が進んでいないという状況でございます。もちろん、平成 31 年度が最後の計画の年になるのですけれども、この年につきましても新たに 10 戸を応募いただくという予定で考えているところでございまして、ただそうしましてもトータルで 3 年間で 14 戸にしかならないというところでございます。

もちろん、予定外で応募があればふえるということはあるのでしょうか、確かに現実的にはなかなか 30 戸まで達成するのは少し難しいかというふうには考えております。

○川畑委員

それで、この条件の中で、募集エリアというものがあります。これは平成 29 年度のときはまちなか居住施策の検討エリアだということで報告を受けています。

それで、募集エリアは、まちなか居住施策の検討エリアとなっているのですけれども、これは国庫補助金が支給される条件になっているのですか。

○（建設）大門主幹

エリアにつきましては、特に補助要件の対象にはなってはおりません。

○川畑委員

それでは、この型別と、その面積については、先ほど報告が少しあったのだと思うのですけれども、40 平方メートルとかということがあったのですが、それはどうですか。

○（建設）大門主幹

型別と面積の関係ですが、今申し込みでいただく型としましては 2LDK か 2DK となっております、1 住戸の面積が 50 平方メートル以上 80 平方メートル以下のものとなっております。

それで、国庫補助金を交付される要件としましては、これ、仮に 3 人で住むときに 40 平方メートル以上であれば可能ではあるのですが、では現実的に子育て世帯として、公営住宅として提供いただくという、そういう目的から考えますと、果たして 40 平方メートルで 2 人とか 3 人で住むのはどうなのだろうというのが私ども考え検討したところもございます。

そうした中でこの面積要件につきましては、確かに補助金を受給するというに関しましては、40 平方メートルまで下げることは可能ではあったのですけれども、現行の 50 平方メートルという基準を下げないほうがよろしいのではないかと判断しまして、ここにつきましては、面積要件は変更しなかったところでございます。

○川畑委員

それで、ここは特に、その事業者の募集において、借り上げ料の希望金額で事業者との問題はなかったのかどうか聞きたいですが。

○（建設）大門主幹

借り上げ料、要するに事業者の家賃の部分ですけれども、こちらにつきましては、特に問題はなく決定したところでございました。

○川畑委員

ということは、あれですね、家賃の関係でいくと、市のほうと特に応募には支障はなかったということですか。

○（建設）大門主幹

はい。川畑委員が御指摘のとおりでございます。

○川畑委員

それで、募集と選定の問題ですけれども、一般公募で選考委員会を設けて審査及び採決で決定するというふうにはなっていました。実際に、実施してきたのかどうか、その辺はどうですか。

○（建設）大門主幹

残念ながら平成 30 年度は申し込み自体がゼロ件だったので、この選定の委員会が開かれることはなかったのですが、平成 29 年度にこの 1 オーナー、4 戸の提供あったとき、このときは、小樽市既存借上住宅選定委員会を開催いたしました。委員としましては、庁内で 4 人ほどなのですけれども、総務部長、財政部長、福祉部長、そして建設部長の 4 人で構成される委員会で、審査、選定をしたところでございます。

○川畑委員

それで、応募がなければ選考もできないということなのかもしれません。

平成 31 年度は、事業者の応募の受け付け日程だとかということは決めているのですか。

○（建設）大門主幹

日程も、平成 30 年度が 4 月 1 日から 2 カ月間というので、多分そのときの応募はなかったので 1 カ月間延長をかけたということで、3 カ月間の事業者の応募期間をとったのですけれども、平成 31 年度におきましては、やはり 4 月 1 日から、まず 2 カ月間ということで住宅を提供いただくオーナーを募集したいと思います。

これは仮の話なのですけれども、仮にまた応募者がいなかったときには、また少し措置として考えることがあるかもしれないと、少し思っております。

○川畑委員

平成 31 年度は 4 月 1 日から 2 カ月、要するに 5 月の末までの様子を見たいということなのですね。

30 年度がゼロだったので、31 年度は見通しはあるのですか。

○（建設）大門主幹

実は平成 30 年度の問い合わせがあった部分でのお話を一つ申し上げますと、実は 3 戸持っているのだけれども応募できないであろうかという、そういうオーナーが 1 件ございました。

その方は、もちろん当時の要件が 4 戸以上というので残念ながらというのでお断りしたのですけれども、そういう中で、今の話から、やはり 3 戸という条件の中では応募してくれる民間事業者もいるのではないかというふうには私としても見込みというのですか、そういう方がいるのではないかと考えているところでございます。

○川畑委員

要するに希望的な観測ですね。

それで、私は今までも、前にも建設常任委員会等で話してきたのですけれども、なぜ既存借上住宅制度にこだわっているのか、その辺がよく理解できないのです。その辺を説明してもらえますか。

○（建設）大門主幹

もともとこの制度を平成 29 年度に始めたときのまず趣旨なのですけれども、まちなかに市営住宅が非常に少ないという。一方におきまして、この子育て世帯はどうしてもさまざまな利便性がある、まちなかの居住を希

望しているのではないかと思いますし、そうした中で市の公営住宅を、なかなか用意することができないという中では、既に民間の事業者のほうで建てております既存の住宅、そちらの活用というものを図っていくという。そうした中で、子育て住宅を提供いただくというものを目的に始めたという、これが既存借上住宅制度の趣旨だったわけでございます。

ただ、そうした中で今回、昨今の動きとしまして、市営若竹住宅 3 号棟の中に、新築の住宅の中に子育て特定目的住宅として 6 戸ほど市の直営の部分の設けたという、そういうような動きも新たに出てきたところでございます。

そうした中で、確かに既存借上住宅制度、もちろん新年度、31 年度も進めていくところではございますけれども、先ほど少しお話もあったのですが、新たに 32 年度から新しい市営住宅の公共賃貸住宅の長寿命化計画というものが 10 年間の計画がスタートするわけでございますけれども、そちらのほうでこの子育て住宅、子育て特定目的住宅についても既存借上住宅制度にこだわらないというのですか、それ以外にも、先ほど新築の、借り上げという話もありましたけれども、どのような可能性があるのかというのをいろいろと検討等はしていかなければならないと考えております。

(「はっきり言えばいいんじゃない。町なかに市営住宅建てるよ……」と呼ぶ者あり)

○委員長

お静かにお願いいたします。

○川畑委員

今お話があったように、町なかに建てるようになったら、土地は高いし、そういう空き地はあるのかという問題があるのです。

私は、前にも話していますけれども、子育てとなると近くに学校があるのか、病院が近いか、あるいは通勤だとか、あるいはそこは住みやすい地域なのかという問題があると思うのです。今ある市営住宅も結構それなりに条件としてはいいところがあるのです。

だから、その市営住宅を改良して子育て世帯に対応できることを力入れるべきだと、私はそう思っているのです。ですから、子育て世帯に家賃を補助するとか、そういう方法もあるのです。

ただ、平成 31 年度で終わるといことなので、32 年度から新たなものを考えるということなので、それも含めて、ぜひ検討していくべきだと思うのですけれども、見解を聞かせてください。

○(建設) 大門主幹

今、家賃補助の話がまずあったところでございますけれども、家賃補助に関しましては、川畑委員も御存じのとおり、市では平成 14 年度から 4 年間ですか、家賃補助、若年者家賃補助制度というものを実施したところでございました。

残念ながら、当時は人口増の対策として始めた制度だったのですけれども、なかなか効果が上がらなかったというところもありまして、18 年度から休止状態にずっとなっているというところでございます。

そういう効果的なことを考えて、現在までそれが復活というのですか、再開していないところなのですけれども、なかなか現段階ではこの補助制度を戻すというのは、少し難しいのかというのの一つ考えているところではあります。

それで、子育て世帯に対する住宅の提供ということに関しましては、先ほども申し上げましたけれども、32 年度から新しい計画を実施することになるのですが、そうした中で既存借上住宅制度が 3 年間の計画を 31 年度で終了しますので、この新計画の中でどのような形のものを設けるのか、今の既存借上住宅制度、さらに市で直営でどういうものを建てていくのか、さらにほかのやり方があるのか、そういうものを含めまして、いろいろと検討していくものかと考えております。

○川畑委員

私、その答弁には不満があるのですが、改めてまた別の機会のときに質問させていただきます。

◎地域の公共交通に関する問題について

それで、地域の公共交通に関する問題で一つ質問させていただきたいと思います。

地域公共交通網形成計画をいただきまして、全部きちんと見たわけではないのです。ただ、部分的に見た中でもいろいろな問題点があるのだと思うのですが、気になったところだけを質問したいと思います。

例えば、運行時間帯だとか運行の頻度、それから運行問題に関して、約 5 割が不満に感じているという調査が出ています。それで、例えば 53 ページに調査の結果を載せていただいているのですが、その中でも、おたもいばるて築港線の運行便が 1 日 7 便という状況があります。

そして、また 55 ページには、ばるて築港線で 17 便あって、最上ばるて築港線が 10 便、奥沢ばるて築港線が 5 便という、病院に行く関係、そういうところがやはり相当少ないのです。それで、この調査の中でも、この頻度が、あるいはその運行間隔が不満だと、あるいはどちらかといえば不満、とても不満を合わせると 5 割を占めているのです。ですから、バスを利用しないという中でも運行便数が少なくて利用しづらい、これが約 3 割と調査ではなっています。

それで、利用の促進の検討では、高齢化が進む中でまちへの依存が浸透していると。高齢者が第一当事者となる交通事故が増加するという問題があって、バスを必要とする高齢者がふえると。日中時間帯に移動する通院だとか買い物に行く人はバス利用を促進する必要があると、ここが課題として提起されていたと思います。これは大事なことだと思うのです。

それで、これに直接関連しないと思いますが、先日、市民の方から、おたもいばるて築港線を利用して病院に通っているのだけれども、午前中の便が 3 便しかなくて、その午前中の便が混雑していて、病院に通う高齢者とか、体の悪い人が座席に座れないという訴えがあると。それで、せめて午前中の便をふやしてほしいという、そういう切実な要求がありました。

それで、病院に向かう患者や高齢者からこういう要望があるので、これはすぐの中で解決と言っても無理なので、地域公共交通活性化協議会でその辺をどういうふうに生かしてもらえるのか、対策があれば聞かせてほしいと思います。

○（建設）角澤主幹

現行のバス路線に対する便数等の要望につきましては、実際には要望という形での窓口は生活安全課という形になりまして、現実的に事業者に伝えるというのが現状の中でございます。

ただ、今、地域公共交通活性化協議会を設立しまして、こういった地域公共交通網形成計画をつくった中では、今後は協議会の中の取り組みの一つと位置づけられるかと思えます。施策の中にも便数の変更に乗じておのずと発生してくるダイヤの見直し、そういった施策の展開もありますものですから、協議会での検討項目ということになってくるかと思っているところでございます。

実際の要望につきまして、路線 1 本 1 本に対して、その都度協議というよりは、そういった要望を取りまとめてバス事業者に伝え、またバス事業者にもどういった要望があるかということを常に情報交換しながら、こういった個別の路線のことも含めて市内全体でどこが一番ニーズが多くて、そういったところを調整を図りながら、協議会で検討していく事項だと、そういうふうにつまえているところでございます。

○川畑委員

大変、地域公共交通活性化協議会だけですぐに簡単に解決する問題だと思っていないです。

ですが、やはりできれば、そういうことも協議会の中で出されるような、そういう議論をしていただいて、総合的な公共交通を考えていただきたいと、そういうふうに思います。

◎上下水道ビジョンについて

それで、もう一つ別な項目で、上下水道ビジョンの関係で質問させていただきます。

質問は 2 点か 3 点ですけれども、このビジョンの期間が平成 31 年度から 10 年間ということで進められているわけですけれども、基本理念として「安全・安心な上下水道を次の世代に継承するとともに、これからもお客様から信頼される上下水道を目指していく」というふうに掲げてありました。

大きなこれからの変化としては、人口減少の問題だとかそれから自然災害への対応、こういうことを基本に上下水道ビジョンを策定していくということになっていくのだろうと思うのですが、実はこの中の細かいところというと 46 ページに集中的に建設した管路や処理場というのですか、それから、ポンプ場が一斉に更新時期を迎えて効果的な延命化、それから改修更新が必要だと、ストックマネジメント計画をもとに合理的な規模を設定して、更新費用の平準化を図りたいと。

この更新費用の平準化ということは、どういうことかもう少し説明してもらえますか。

○（水道）水処理センター所長

平準化につきましてですけれども、ストックマネジメント計画、まず整備の関係で更新をいつにするか、そして更新と更新の間には、やはり維持管理の保守点検、予防保全的にその機械を延命化するための保守点検というのが必要となってきております。

そして、その更新が必ずしも平たんに行くかといったらそうでもなく、やはり年度で事業費が飛び抜ける年度がありますので、そうしたものをずらす。ずらすには、先ほど言った保守点検が、また少し間隔を短くして入れていかななくてはならないとか、そういったやり方で平準化していくというので、一応キャッチボールといいますか、整備方と我々維持管理側とのキャッチボールをしながら平準化を努めていきたいと、そういった内容になっております。

○川畑委員

うまく理解できないのですけれども、要するに長寿命化させていくためにも、そういった飛び上がったところと、そういうところと少ないところを平準化するために進めていくということなのですか。

○（水道）水処理センター所長

はい。そのとおりです。高低差ありますので、低い部分に高い部分の一部をずらすには、やはりその間、長寿命化していかなければならないので、維持管理側で保守点検の頻度を上げたりして、そういったもので対応していくという形になります。

○川畑委員

それでもう一つ、これは市民からの又聞きなのですけれども、水道事業者から、事業者とはどういう事業者なのかよくわからないのです。水道管の大改修が今、小樽市では必要になっていると。それで、上下水道料金がそのためによって数千円単位で毎月値上げすることになるというふうに言われたというのです。

そんなことはあり得ないと思ったのだけれども、こういう話が突然、市民から又聞きで私に連絡来たものですから、こういう関係での事実関係はどうかを説明してください。

○（水道）総務課長

事実関係ということについては、申しわけないのですが、私どものほうではそのお話は把握してございません。

そういうことがあり得るかどうかといったようなことで申し上げますと、現実的にはそういうことは、結論としてはあり得ないと考えております。

今後、先ほどから申し上げておりますように、大規模な更新事業を行っていくのが必要となってまいりますので、そのことにより水道料金が上がるといったようなことはあり得ると思っておりますが、その際には水道料金等

の審議会、そういったものを開いて、広く意見を聞いた上で決めるということになりますし、当然、料金等につきましては議案という形で、議会の審議を得た上で決定することになりますので、議員の皆様が御存じないうちに水道局が市民の皆様へ値上げをするというようなことを伝えるといったようなことはございません。

○川畑委員

その旨、伝えておきます。又聞きのとおりだったので、大変申しわけない。

それで、最後に 50 ページの点で、「水道料金等徴収業務受託者の専門性を活用し、今後も初期未納の抑制や滞納させないための意識づけの取り組みを行うことで、高い収納率の維持に努めます」と。また、「さらなる収納率の向上に向け、滞納整理に係る法的手段について調査・研究を行うとともに未収金が経営に与える影響の市民周知方法について検討します」とありますけれども、この滞納整理に係る法的手段というのは、どういふことか説明してもらえますか。

○（水道）業務課長

現在、水道料金、下水道使用料を納期限まで納めていただけていない方のことについて先に御説明いたします。

その場合は、まず督促状を送付しますが、それにも応じていただけない場合は電話催告や訪問など、納入の交渉をしているところですが、そのほとんどの方は、その時点で納入約束や分納での納入制約をしていただいて、お支払いに結びついておりますけれども、一部の応じていただけない方、また、いつ電話してもいつ訪問しても郵便を出しても全く応答のない方というのがいらっしゃいます。その場合、現在は粘り強く交渉を、時間をずらして連絡をすとか、粘り強い交渉をしておりますが、なかなか納入に結びつくことが少なく、水道局としては苦慮しているところであります。

先ほど御質問にありました法的手段というのは、適正に納めていただいている方と公平感を保つためにも払っていただけない方への対応策として考えたもので、具体的には財産調査などにより生活状況を判断した上で市債権である水道料金に対しては、裁判所を通じて支払い督促の利用、公債権である下水道使用料に対しては差し押さえなどになると考えておまして、他都市の状況などを調べてまいりたいと思っております。

○川畑委員

そうしたら、給水停止をするという例もあるのですか。

○（水道）業務課長

現在は、水道料金、下水道使用料の納入が困難な方には、お客様の生活状況等を聞き取り、その上で納入約束、納入制約という交渉を重ねながら、納入のお願いをしておりますけれども、やはりどうしてもやむを得ず給水停止をしているケースはございます。

○川畑委員

それは、よっぽど悪質な場合と捉えてよろしいでしょうか。払えるお金があるのに払っていないことの意味でいいのですか。

○（水道）業務課長

納入相談の時点でお客様の生活状況とかは十分お話し合いをして、こちらも確認しておまして、全額が無理であれば水道料金、下水道使用料は 2 カ月に一度の請求ですので、個別に 1 カ月ずつ分けてとか、あと、今は少ししか払えないから後でとか、年金収入があるときとか、いろいろお客様の事情に応じて相談をした上でお約束をしているのですけれども、連絡なく約束が守られなかったときとか、そういうときには給水停止のほうに進んでいきます。

○川畑委員

生活困窮者の場合、給水停止にしたら大変なことになると思うのです。例えば電話料金、電話をとめられるとか、そういうことと質が違う。生活権、要するに命にかかわる問題でありますので。

その点ではどういう対応をされているのですか。

○（水道）業務課長

生活困窮者に対する給水停止の場合ですけれども、まず生活保護を受給されている方については、減免制度がございますので、水道局でこの世帯は生活保護を受給されている世帯だということは、初めからわかっております。

その上で、御本人とも生活保護のときに幾ら払えますかとか、保護費が出たときに幾ら納めていただけますかとかいう交渉もいたしますが、なかなか、約束はしてくれるのですけれども約束どおり払っていただけないという場合があります。そういう場合は、ケースワーカーと密に連絡をとっておりますので、給水停止をする前にはそれに至る経緯等をケースワーカーに連絡いたしまして、ケースワーカーに通知した上で給水停止をさせていただきますいております。

○川畑委員

よろしくお願ひしたいと思います。

私の質問はこれで終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

石田委員に移します。

○石田委員

◎小樽市地域公共交通網形成計画素案について

それでは、報告を聞いて 1 点だけ質問させていただきます。

先ほどの公的補助、この部分なのですけれども……

○委員長

何の公的補助ですか。

○石田委員

地域公共交通におけるこの最終的な公的補助という部分なのですけれども。

単純に業者が赤字だから、はいということではなくて、当然、地域公共交通活性化協議会の中でいろいろ議論をされて、こうこうこういう交通網になるからという、あくまでもきちんとした理由があって、幾ら幾ら足りないというものが出てくると思うのですけれども、この金額というのは限度額というのはあるのでしょうか。

○（建設）角澤主幹

この補助金の金額に関しましては、地域ごとに限度額が定められているということの後志総合振興局からは聞いております。

こちらの限度額がございませんで、市のほうの補助金のお話ですので、これはまだ検討段階なので、限度額とかも一切何もないということです。

○石田委員

いや、実はもう少し聞きたいのですけれども、もしも公的補助をやる場合というのは、全額小樽ということではないと思っていたのですけれども、例えば 3 分の 1 は国からとか、そういう形にはなっていないのでしょうか。

○（建設）角澤主幹

他都市での例で御紹介させていただきますと、路線の部分である程度、赤字が生じたときに国の補助金はその部分を一旦入りまして、なおかつその部分でも不足する部分を自治体が補助しているというような実態があるという状態でございます。

小樽市としては、そういった他都市の情報も踏まえて、そういったこともどういう方法かはこれから考えることになりまして、その前段としては、あくまで先ほどの答弁もありましたとおり、いろいろな施策ですね、運賃の検討ですとか、路線の見直し、そういったものを含めてからの段階になります。

○建設部長

国の補助とかとあるのは、あくまでも再編をした場合なのです。それも、結構まちというか市全体を含めた大きい再編をした場合に補助が出るというのは、今も制度としてあります。

そして、それに対して市が補助を出した場合に対して特別交付税の措置とかというのは確かにはあります。

今の地域公共交通網形成計画の中で位置づけている公的補助というのは、あくまでも今、市内の路線バスが経営が厳しい中で、要は交通政策基本法の中で、要は行政の役割、責務とは何ぞやというところの中で、しっかり市がそれを維持をしていかないといけない。そういう中でその責務としてそれを維持するために行政は何をすべきかという視点として、各自治体が補助金を出しているという状況になっております。

そういう中で、我々としてもそれは検討せざるを得ないと。

ただ、今、石田委員がおっしゃるとおりに、ただやみくもに、我々がただ赤字になっているから補助金を出すというふうにはならないと思っております。その補助金を出すのはやはり税金なので、きちんとした根拠に基づいて必要な部分を出さざるを得ないとなれば、その判断をしていかなければならないと思っております。

ただ、その判断というのは、やはりきちんとした根拠なり基準となりというのは、これからそういうことを決めていかないといけないのかというふうには考えております。

○石田委員

ということは、要するに自治体があくまでも中心となって、この公的補助をまず考えなくてはならないという捉え方なのですね。場合によっては、先ほどのように全く交通網を大幅にいじったという場合においては、国からもそういう援助もいただけるという考え方、そういうことなのですね。

報告を聞いてはこれで終わります。

◎水道管の老朽化対策について

それでは、水道管の老朽化対策について質問いたします。

私もこの水道事業はもうほとんど素人なものですから、くだらない質問があるかもしれません。

まず、ずばり水道管の耐用年数というのはどれぐらいあるのでしょうか。

○（水道）管路維持課長

水道管の耐用年数につきましては、一般的に法定で定められておりまして、40年ということになってございます。

○石田委員

そうしますと、それに少し続けて、現在、小樽市内の全水道管のうち、一応、今把握してもらっている老朽化により、取りかえが必要だとされているのは全体の何%で、総延長は何メートルぐらいあるのかということをお答えください。

○（水道）管路維持課長

平成 29 年度末の数字でお答えをさせていただきます。現在、水道局が所有している管路について、市内全域で総延長が約 617 キロメートルでございます。そのうち、先ほど申し上げましたとおり、法定耐用年数 40 年を超

えた管路延長については約 145 キロメートルですので、率にして約 23.5%になってございます。

○石田委員

当然、老朽化といっても、この 145 キロメートルもあるということは、これを単年度で全部やるということは多分、無理だと思うので、毎年小分けにして、ことしは何キロメートルとか決めてやっていくのだろうと思うのですけれども。

とりあえずこの取りかえ工事、例えば新年度です、平成 31 年度はどのような状況になっているか、予算も含めて示してください。

○（水道）管路維持課長

平成 31 年度の予定工事延長につきましては、3,805 メートルで、予算工事費につきましても 5 億 2,480 万円となっております。

○石田委員

これは、例年、過去とか、これからもという意味で、大体年間 5 億円ぐらいの予算で進んできているという経緯はあるのでしょうか。お答えできるのであればお願いします。

○（水道）管路維持課長

今資料を用意してきてございませんので、申しわけありません。

○石田委員

後ほど。

実は、きょうこれを聞いてみたかったのは、国会において水道事業の民営化が論議されてきましたけれども、多分これをきっかけで、市民の方から複数のお電話いただきまして、小樽市はどうなるのかというところからスタートしまして、要するに民営化した場合のデメリットの点で、国会の中で利益を追求する余りインフラの整備がおろそかになる、このようなことが取り上げられておりました。

それで、市民の方も心配されて小樽の現状、いわゆる老朽化、そのほかに、きょうもお話出ていましたけれども耐震化の問題もありますし、さまざまあると思うのですが、一応、私としては、民営化に関してはすぐにはなりませんとお答えはしまして。そして、私も少し勉強不足だったものですから、はっきりしたことはお答えできませんでしたが、今、答えを聞いて安心しました。そのようなことで、毎年、計画的に老朽化した管は取りかえていきますということをお伝えしたわけです。

市民生活に密着するライフラインの一つですから、これからもこのように計画的にしっかりと整備していただきたいと思います。

◎貸出ダンプについて

それでは、次に貸出ダンプについて質問をさせていただきます。

まず、今年度の予算額、執行額、執行率を示してください。

○（建設）建設事業室木村主幹

今年度の予算額につきましては 7,000 万円となっております。執行額につきまして、3 月 3 日現在、直近の締め日なのですが、3 月 3 日現在におきまして 4,853 万円、執行率といたしましては約 69%となっております。

○石田委員

3 月 3 日現在ですけれども、いつも、たしか貸出ダンプは 13 日ぐらいで終了ですよ。残りまだ 10 日間ぐらいと。

予想的には予算内ということよろしいのでしょうか。

○（建設）建設事業室木村主幹

予算内におさまると見込んでおります。

○石田委員

それでは、次に今年度の申請件数、総延べ申請件数と実際に実施した件数、両方を示してください。

○（建設）建設事業室木村主幹

今年度の申請団体数につきましては 388 団体、実施の団体数につきましては、これも先ほどと同じく 3 月 3 日現在で 273 団体となっております。

○石田委員

これ、ことしは非常に雪が少なかったということも原因しているのでしょうかけれども、本会議でも触れましたけれども、事実上やはり以前より少し利用しづらいという部分も出てきている。これを迫市長は、新年度は抜本的に見直しをするという答弁をいただきました。

そして、この見直しに当たっては、答弁の中では市民の皆様から課題や問題点について御意見を伺いながら、拙速な制度変更により混乱を招かないよう丁寧に進めてまいりますというふうに答弁いただきました。

意見収集はこれからだとは思いますが、現段階でどのような御意見をいただいているのか、幾つかあったらお示してください。

○（建設）建設事業室木村主幹

現在、市民の皆様からいただいている御意見、御要望などにつきましては、転回場について 1 申請につき 1 カ所しか認められていない中で、作業距離が長い現場や路線が複数ある現場において作業効率が悪いという苦情や排雪第 2 種路線、あとは雪堆積場の排雪を再び本制度の対象としてほしいという要望、また、制度を利用したいが高齢化に伴い費用負担が困難になってきているなどの御意見をいただいております。

○石田委員

私の最後の質問になりますけれども、多分このように課題や問題点はいろいろあると思うのですが、だからといって全ての住民の要望を満たすことは予算の都合もあって多分不可能だと思うのですが、本会議でも指摘しましたが、今のようなこともありますし、それから、例えば雪堆積場に道路以外の雪を運び込んでいく可能性があったりとか、それから先ほどの転回場、それに伴う駐車スペースの雪などそこだけ残していくみたいなのも何かいかなものかと思えますし。それと、先ほど言った最後の排雪第 2 種路線での利用を再び認めるのかどうかという、その点もあるかと思うのです。

そのように市民の不満や要望が多く出ているわけですが、利用しやすくすることと予算の膨張は比例してくると思います。

小樽市として、根本的な考え方というか、基本的にはこれは認める、認めない、この基準というものが必要だと思いますが、この点についての見解を最後にお聞きしたいと思います。

○（建設）建設事業室木村主幹

貸出ダンプ制度につきましては、利用団体から、これまでの制度変更に伴い利用しづらいことや高齢化に伴い費用負担が困難となってきているなどの地域の事情により、利用できなくなっているとの御意見も伺っておりますので、市民との協働事業として今後どうあるべきか、市の財政状況も踏まえた上で今後の制度のあり方そのものについて、一度、制度趣旨の原点に立ち返り、抜本的な制度の見直しも含めまして、改めて検討が必要であると考えております。

○石田委員

多分、今そういう答弁しかできないのだろうなと思います。

私の質問は終わります。

○委員長

石田委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終了し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 05 分

再開 午後 5 時 27 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○川畑委員

日本共産党を代表して、討論を行います。

請願第 3 号小樽市の水道料金、下水道使用料の見直し方については、小樽市の水道料金は、基本料金が基本水量に満たない件数が 38.5%に達しています。市民の中からは使っていない分まで料金がかけられているとの批判も出ています。平均使用量が約 12 立方メートル使用で比較した場合、全道の人口 10 万人以上の 9 都市の中では 3 番目に高い料金です。

要請に対して、市長は長期的収支のシミュレーションを行っているところであり、基本水量の見直しを含めて検討したいと答えています。次期、上下水道ビジョン策定に当たって、基本水量と料金使用料を改善する見直しを実施すべきです。

陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方については、陳情提出後、既存の舗装を全て剥がし、横断勾配が片勾配になるように路面整正を実施しました。この改修工事で、現状は民地側への雨水流入はなくなりましたが、陳情は道路側溝を全面的に改修してほしいとのものです。

陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除排雪対策方については、赤岩通線が極端に狭く、保育所や特別養護老人ホームなどの施設があり、その山手には住宅団地が密集していることから交通量が集中しています。ことしは降雪量が少ない状況ですが、地域住民の安全確保が必要です。

陳情第 20 号高速道札幌道「銭函料金所拡張工事」に係る要請方については、10 月 5 日付で陳情要請書 3 に関する説明で、救済措置としての配慮の願いがありました。安全な市民生活を確保する面からも適切な対応が必要です。

陳情第 13 号下水道汚泥等のアミノ酸堆肥化方については、我が党は、ごみ等の堆肥化に反対するものではありませんが、現在アミノ酸化した肥料はさまざまなものが流通し、どの程度の需要が見込まれるのか不明です。生ごみ等のアミノ酸堆肥化について、検討すべき課題と思います。

小樽市のごみ処理については、1 市 5 町村で運営している北しりべし廃棄物処理広域連合で対応しており、廃棄物処理の変更については、北後志の自治体全体で対応を検討しなければならないものです。

我が党は、これまで継続審査を主張しておりましたが、現段階では導入を検討できる状況にないと捉え、不採択といたします。

陳情第 21 号「ばるて築港線」塩谷までの延伸方については、塩谷及びオタモイ 3 丁目の住民にとって、三大病院への通院は小樽駅前でおいて乗りかえなければなりません。おたもい・ばるて築港線を利用している通院者は午前中の便が混雑し、空き座席がないなど、高齢者や通院者は困難をきわめています。塩谷までの延伸は、おたもい線の改善策にもなります。陳情者の願意は妥当であり、採択を求めます。

議員各位に採択をお願い申し上げまして、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 4 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第 3 号並びに陳情第 10 号、陳情第 13 号、陳情第 20 号第 3 項目及び陳情第 21 号について、一括採決いたします。

請願及び陳情はいずれも継続審査とそれぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

散会に先立ちまして、3 月末日をもって勇退される委員の方がおられますので、御紹介申し上げ、一言御挨拶をいただきたいと思っております。

横田副委員長、お願いいたします。

○横田委員

平成 11 年に議員に挑戦しまして、20 年、議員生活をさせていただきました。この間、職員の皆さんにはさまざまな面でいろいろ御協力をいただいたり、お話を聞いていただいたりいたしまして、本当に心から感謝申し上げます。

常任委員会は 1 期、2 期、3 期は総務でした。当時はまだ教育委員会の国旗・国歌とかが御案内のような状況だったのですが、そんな議論を 12 年間やらせてもらいました。

平成 23 年に議長になりまして、6 年間、高橋克幸副議長を含めて議会運営に携わらせていただきました。常任委員会は建設と厚生をやりました。建設は、ここは 2 回目です。

それで、平成 27 年、森井前市長になりましてから、議会が非常に困難なときが過ぎました。私が 2 年、それから鈴木新議長が 1 年少しやりました。

全国市議会議長会、全道市議会議長会に行っても、このニュースは皆さん知っていると言われて、非常に大変だなという声をかけられましたけれども、私はこの 2 年間、平成 27 年、28 年の 2 年間は逆に大変貴重な体験をさせてもらったなと思っております。何ていうか、めったにできない経験ができたということは、私の人生の中でも大変重要なことだったかと思っております。

非常にうれしかったことが、今でも覚えています。議員になりたてのペーペーのときに、食堂の箸がまだ割り箸だったのです。それで、食堂が 1 日終わるとたつぷり箸が出て、大変資源的にどうなのかということを、当時、食堂の管轄は総務部長でしたか、答弁していただいて、わかりましたと、前向きに検討させていた

だきますと言って、あっという間に今の、何ていうのか、今は業者違うからあれなのだけれども、何回も繰り返し使える箸になったというのは、ああ、本当にうれしかったなど今でも忘れず思っています。それが実現させていただいた質問の最初のことだったのかと思っております。

それから、繰り返しになりますけれども、前市長のときに、いろいろ職員の皆さん方にも生意気なことを私、言ったかと思えます。官吏公吏というのは、その吏道ということを公務員の皆様方はしっかりと守っていただきたい、私も公務員の端くれしておりましたので、そういうことも非常に記憶に残っております。

これからは、もう来年 70 歳になりますので、余生というわけではないけれども、いろいろ好きなことをやったりしていきたいなと思っておりますけれども、小樽からいなくなるわけでは全くありませんので、どうぞ、その辺で通りがかって顔を見たら、声でもかけてくれればいいかなと思っております。

私も皆さん方のますますのこれからの吏道を追求したお仕事と、それから市民の皆さん方のために頑張ってお働いていただけるよう、お願いいたしまして、何か生意気なことばかり言いましたけれども、議員引退に当たってお言葉とさせていただきます。

本当にありがとうございました。(拍手)

○委員長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、3 月末日をもって退職される説明員の方がおられますので、御紹介申し上げ、一言ずつ御挨拶をいただきたいと思えます。

(説明員挨拶)

○委員長

横田副委員長、そして退職なさる皆様におかれましては、長年にわたり市政発展のために尽くしてこられた御努力に対しまして、改めて感謝申し上げます。

また、委員を代表いたしまして、感謝申し上げます。

これからも健康に十分に留意をされ、ますます御活躍されることを心から御祈念申し上げる次第です。

大変にお疲れさまでした。

本日は、これをもって散会いたします。